

赤穂市公共施設等総合管理計画

赤 穂 市

平成 29 年 3 月

(令和 4 年 3 月改訂)

目 次

第1章 計画策定の背景と目的	1
1. 背景と目的	1
2. 計画の対象施設	2
第2章 人口や財政などの現況、将来の見通し	3
1. 市の概況	3
2. 人口の状況	4
3. 財政の状況	6
第3章 公共施設等の現況	10
1. 保有数量の状況	10
2. 施設分類別の状況	13
3. 構造別の状況	13
4. 建築年別の状況	14
5. 耐震改修の状況	15
6. 市民一人あたりの公共施設延床面積の状況	16
第4章 将来更新費用の見通し	17
1. 将来更新費用試算のための条件	17
2. 将来更新費用試算	20
第5章 課題のまとめ	24
1. 公共施設における現状と課題	24
2. 人口の推移及び見通しと課題	25
3. 財政における現状と課題	25
第6章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	26
1. 計画の基本方針	26
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	27
3. 取組体制と情報管理	35
4. フォローアップの実施方針	36
第7章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	37
1. 行政系施設	37
2. 学校教育系施設	40
3. 子育て支援施設	42
4. 市民文化系施設	44
5. 社会教育系施設	46
6. スポーツ・レクリエーション系施設	48
7. 産業系施設	50

8. 保健・福祉施設	51
9. 医療施設	53
10. 公営住宅	54
11. 公園	55
12. 供給処理施設	56
13. その他	57
14. インフラ施設	59
(1) 道路・橋梁	59
(2) 上水道施設	61
(3) 下水道施設	63
(4) 農業水利施設	65
(5) 漁港施設	66

第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

わが国では、高度経済成長期の急激な人口増加に対応して多くの公共施設が整備され、本市においても昭和40年代から昭和50年代の人口の増加に伴い、学校や公民館をはじめ多くの公共施設を整備してきました。これらの施設は、建築後30年以上経過する施設が数多く存在し、今後、建替えや大規模な改修が必要となってきます。また、本市は歴史あるまちで城跡や塩田など多くの観光資源があり、それらを活かしたまちづくりを行っているところです。これらの大切な資源を今後も活用していくためには、適切な維持管理が必要です。

一方、財政状況は、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少や高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増大など厳しい状況にあり、今ある施設のすべてを同じ規模で建替えることは困難であると考えられます。

その様な中、平成26年4月に総務省より、公共施設の今後の基本方針となる「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がありました。

それを受けて、本市においての公共施設、道路や橋りょうなどのインフラ施設の全ての「公共施設等」を対象として、10年以上の長期視点をもち、人口や財政の見通しとライフサイクルコスト^{*1}を考慮した今後の公共施設等全体の基本方針を定めるものとして「赤穂市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定したほか、本計画に基づき各公共施設において、個別施設計画を策定し、施設の維持管理や更新等に係る対策の優先順位の考え方、内容、時期等を定めています。

今回、平成29年3月に本計画を策定し、5年経過するにあたり、本計画の見直しを行うものです。

^{*1}ライフサイクルコスト：公共施設等の計画・設計・施行から維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額

2. 計画の対象施設

本計画において対象とする施設は、本市が保有もしくは管理する「公有財産」を対象とします。庁舎や消防施設、学校、公民館などの建物を有する施設を「公共施設」とし、道路や橋りょう、上下水道の管路などの建物を有さない施設を「インフラ施設」とし、「公共施設」と「インフラ施設」を計画の対象施設とします。

なお、本計画を検討するにあたり、施設の分類は、棟別の用途ではなく、施設全体として捉えることから、その中の代表的な棟を施設の分類として扱います。

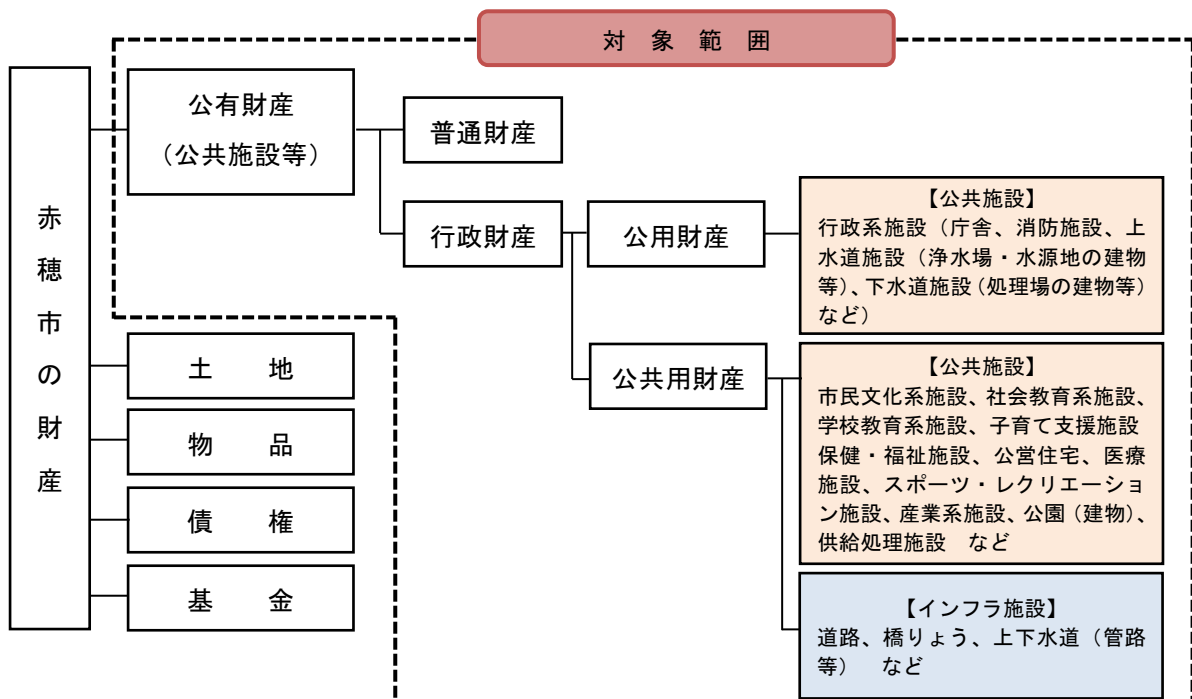


図 1-2-1 計画の対象施設

第2章 人口や財政などの現況、将来の見通し

1. 市の概況

本市は、兵庫県の南西部、岡山県との県境に位置し、東は相生市、西は岡山県備前市、北は赤穂郡上郡町と接する面積 126.85km² のまちです。

市域のほぼ中央を名水百選にも選ばれた清流千種川が流れ、北には緑豊かな山々が連なり、南には瀬戸内海国立公園の美しい海岸線が広がっています。

市内には、JR 山陽本線の有年駅、赤穂線の播州赤穂駅、坂越駅、天和駅、備前福河駅と5駅あり、このうち、JR 播州赤穂駅は、本市の玄関口として、通勤・通学等で多くの市民が乗降し、観光客にも多く利用されています。また、山陽自動車道、国道2号、国道250号、国道373号などの幹線道路が走り、広域交通アクセスが確保されています。

また、本市は、赤穂藩の城下町として発展してきた歴史的経緯から、市内には赤穂城跡や赤穂義士ゆかりの史跡等、多くの歴史的資産があり、昭和に入ると南部の臨海地域に紡績工場等が進出し、工業都市として栄えてきました。

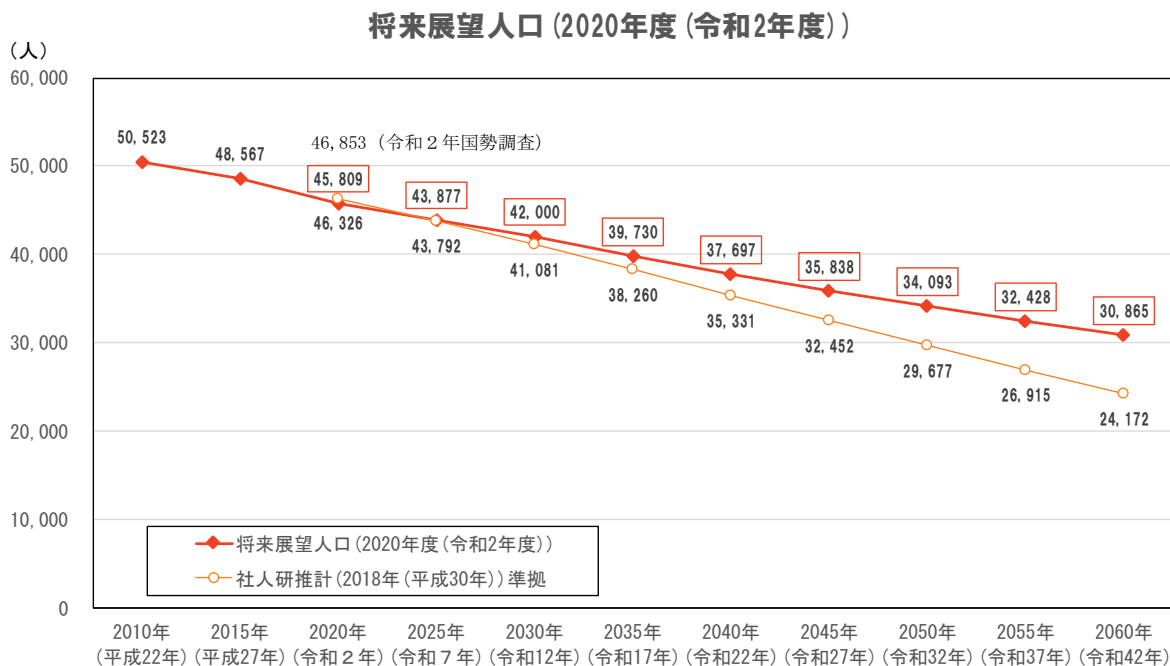
2. 人口の状況

(1) 人口総数の推移と見通し

国勢調査から本市の人口総数の推移をみると、昭和45年から昭和60年にかけて人口が増加し、平成2年に一旦減少し、その後、平成12年まで増加しています。しかし、平成12年以降は、再度減少傾向となり、令和2年で46,853人（令和2年国勢調査）となっています。

今後の人口総数の見通しを国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）の「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」（出生中位（死亡中位））からみると、令和42年に24,172人になると推計されています。これによれば、令和2年の人口と比較して、48.4%の減少と見通されています。

一方、「将来展望人口ビジョン（令和2年）」では、各種施策を展開することにより、令和42年における将来展望人口を30,865人としています。令和2年の人口と比較すると、34.1%の減少と見通されています。



※2025赤穂市総合戦略から引用

※2010年（平成22年）、2015年（平成27年）は、国勢調査

※社人研推計準拠は、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（2018年（平成30年）推計）」

図 2-2-1 人口総数の推移と見通し

(2) 年齢3区分別人口の推移と見通し

国勢調査から本市の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口は昭和55年をピークに減少傾向、生産年齢人口は昭和60年をピークに減少傾向、高齢者人口は令和12年をピークに減少傾向にあります。

今後の見通しを将来展望人口ビジョンからみると、令和42年に年少人口が4,276人、生産年齢人口が15,154人、高齢者人口が11,435人と見通されています。これは、令和2年の人口と比較して、年少人口が16%の減少、生産年齢人口が40%の減少、高齢者人口が26%の減少と見通されており、生産年齢人口が大きく減少すると見通されています。

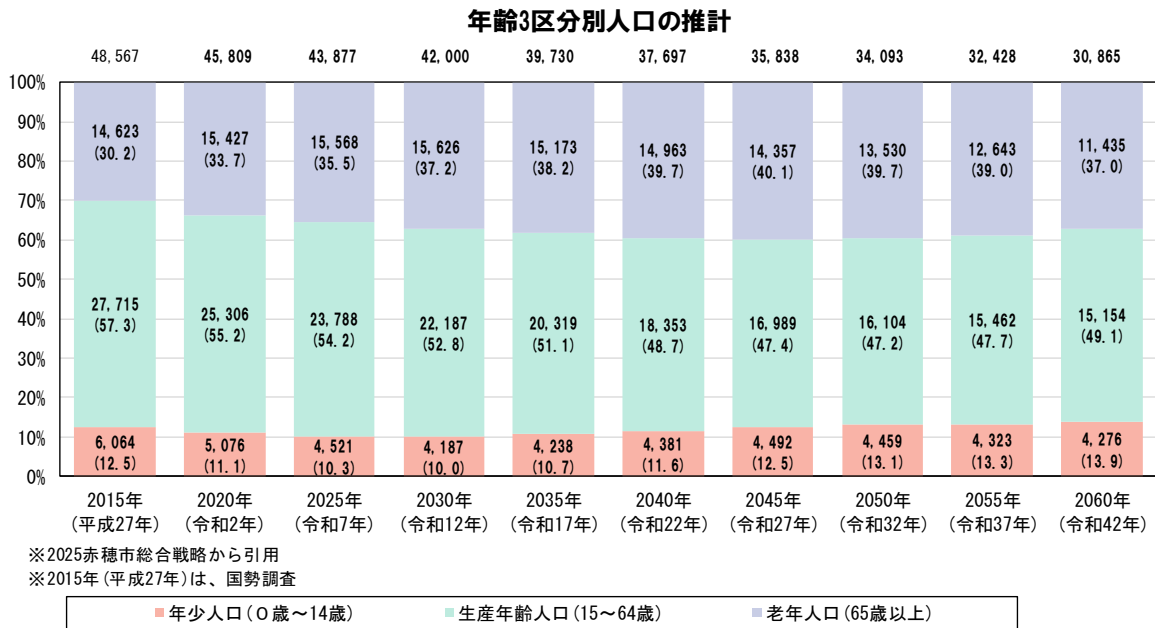


図 2-2-2 年齢3区分別人口及び構成比の推移と見通し

3. 財政の状況

(1) 歳入

一般会計^{※2}について過去10年間の平均をみると、歳入状況において「市税・使用料手数料など」、「繰入金」などの市が自らで収入することができる自主財源^{※3}が105億円となっており、「国県支出金・地方交付税等」、「市債」などの国や県から交付される依存財源^{※4}は124億円となっています。

「市税・使用料手数料など」の推移をみると、平成27年度以降減少傾向にあります。

今後は、生産年齢人口が減少すると予測していることから、市税の収入減が懸念されます。

本市の歳入状況を一般会計、特別会計、企業会計^{※5}も含めた過去10年間でみると、歳入規模は500億円弱で推移しています。

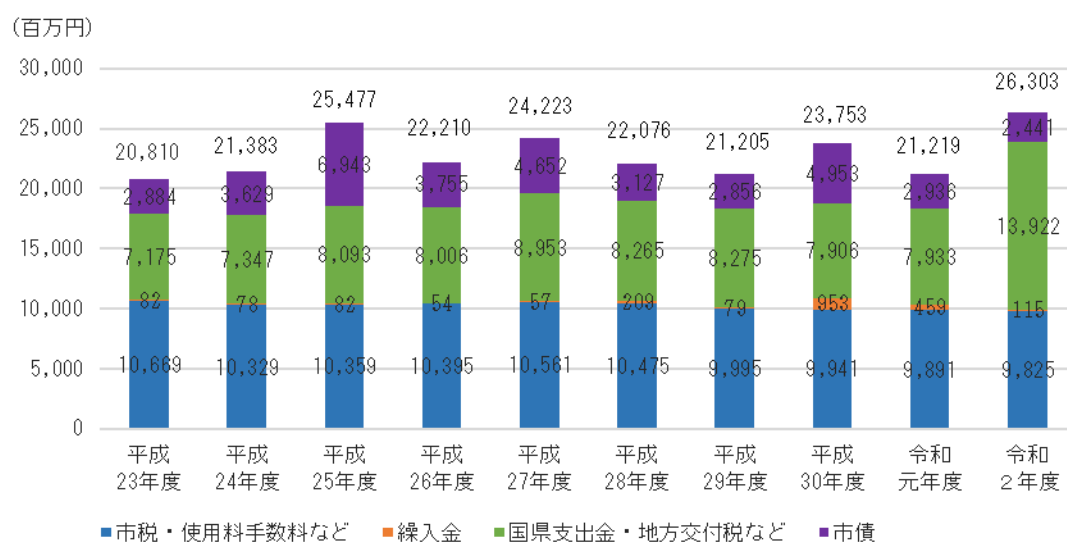


図 2-3-1 歳入（一般会計）の推移

※2 一般会計：国及び地方公共団体の官庁会計における区分の一つであり、市民サービスの提供をはじめとする、行政運営の基本的な経費を計上している会計のこと。

※3 自主財源：市税など市が自ら収入することができる財源のこと。多様な行政サービスを提供していくうえで、歳入全体の中で自主財源の割合が高いほどより自主的かつ安定した事業を展開することができます。

※4 依存財源：国や県から交付される財源のこと。

※5 特別会計、企業会計：特定の事業を行うため、特定の歳入を特定の歳出に充てるために一般会計と区分して経理する会計のこと。

第2章 人口や財政などの現況、将来の見通し

表 2-3-1 歳入の推移

(単位:百万円)

		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	10ヶ年平均	構成比
一般 会計	市税・使用料手数料など	10,669	10,329	10,359	10,395	10,561	10,475	9,995	9,941	9,891	9,825	10,244	20.6%
	繰入金	82	78	82	54	57	209	79	953	459	115	217	0.4%
	国県支出金・地方交付税など	7,175	7,347	8,093	8,006	8,953	8,265	8,275	7,906	7,933	13,922	8,588	17.2%
	市債	2,884	3,629	6,943	3,755	4,652	3,127	2,856	4,953	2,936	2,441	3,818	7.6%
	一般会計 合計	20,810	21,383	25,477	22,210	24,223	22,076	21,205	23,753	21,219	26,303	22,866	45.8%
特別 会計	国民健康保険	5,461	5,624	5,708	5,697	6,580	6,422	6,490	5,501	5,418	5,160	5,806	11.6%
	職員退職手当管理	1,055	591	742	719	683	637	484	642	439	390	638	1.3%
	墓地公園整備事業	9	9	11	8	6	5	5	5	5	7	7	0.0%
	介護保険	3,239	3,428	3,561	3,774	3,997	4,099	4,309	4,351	4,430	4,470	3,966	7.9%
	駐車場事業	123	121	122	123	127	122	136	137	129	126	127	0.3%
	後期高齢者医療保険	559	599	616	651	648	691	718	739	759	804	678	1.4%
	公共下水道事業	2,682	3,760	5,003	4,194	4,243	3,412	3,721	(廃止)			2,702	5.4%
	農業集落排水事業	228	228	285	299	305	292	285	(廃止)			192	0.4%
	土地区画整理事業清算金	3	2	1	(廃止)							1	0.0%
	特別会計 合計	13,359	14,362	16,049	15,465	16,589	15,680	16,148	11,375	11,180	10,957	14,116	28.3%
企業 会計	病院事業	9,655	9,417	9,613	9,440	9,963	10,539	12,151	8,439	9,266	9,076	9,756	19.5%
	介護老人保健施設事業	282	290	300	323	434	322	315	354	326	383	333	0.7%
	水道事業	1,154	1,331	1,285	1,514	1,567	1,481	1,525	1,505	1,581	1,532	1,448	2.9%
	公共下水道事業	0	0	0	0	0	0	0	5,138	4,718	4,264	1,412	2.8%
	企業会計 合計	11,091	11,038	11,198	11,277	11,964	12,342	13,991	15,436	15,891	15,255	12,948	25.9%
歳入合計(連結)		45,260	46,783	52,724	48,952	52,776	50,098	51,344	50,564	48,290	52,515	49,931	100.0%

第2章 人口や財政などの現況、将来の見通し

(2) 歳出

一般会計について過去10年間の平均をみると、制度的に支出が義務づけられている「義務的経費」は約104億円程度で推移しており、その内訳をみると、「公債費^{※6}」は、減少傾向にあり、「扶助費^{※7}」は高齢化の進展等により、増加傾向にあります。

本市の歳出状況を一般会計、特別会計、企業会計も含めた過去10年間でみると、歳出規模は510億円前後で推移しています。

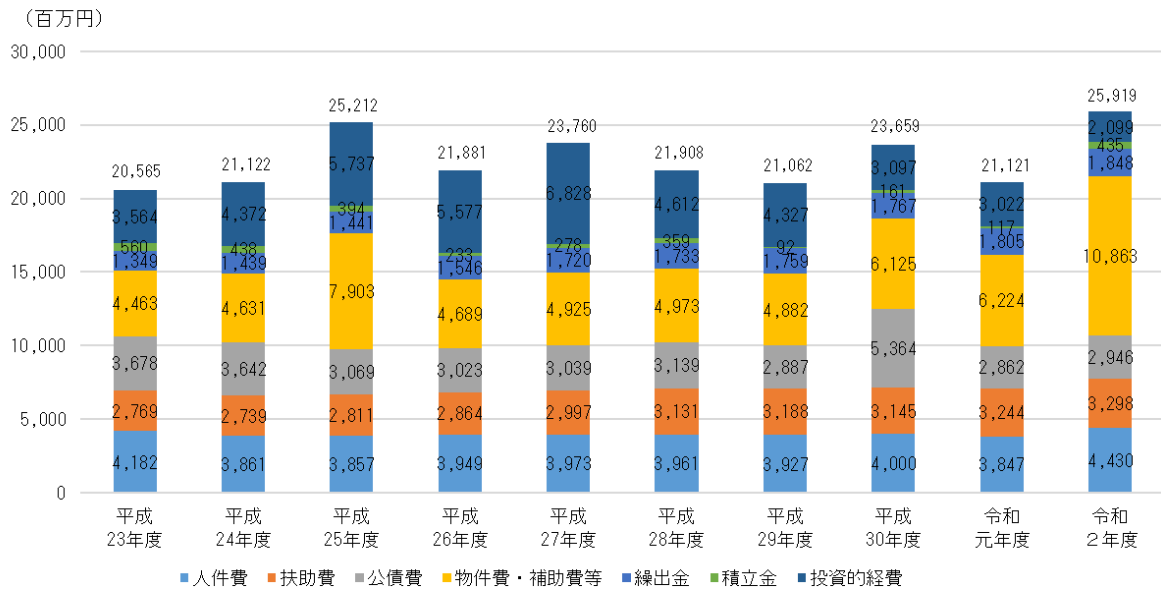


図 2-3-2 歳出（一般会計）の推移

表 2-3-2 歳出の推移

(単位: 百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	10ヶ年平均	構成比
一般会計												
人件費	4,182	3,861	3,857	3,949	3,973	3,961	3,927	4,000	3,847	4,430	3,999	7.8%
扶助費	2,769	2,739	2,811	2,864	2,997	3,131	3,188	3,145	3,244	3,298	3,019	5.9%
公債費	3,678	3,642	3,069	3,023	3,039	3,139	2,887	5,364	2,862	2,946	3,365	6.6%
物件費・補助費等	4,463	4,631	7,903	4,689	4,925	4,973	4,882	6,125	6,224	10,863	5,968	11.7%
繰出金	1,349	1,439	1,441	1,546	1,720	1,733	1,759	1,767	1,805	1,848	1,641	3.2%
積立金	560	438	394	233	278	359	92	161	117	435	307	0.6%
投資的経費	3,564	4,372	5,737	5,577	6,828	4,612	4,327	3,097	3,022	2,099	4,324	8.5%
一般会計 合計	20,565	21,122	25,212	21,881	23,760	21,908	21,062	23,659	21,121	25,919	22,621	44.3%
特別会計												
国民健康保険	5,433	5,559	5,699	5,689	6,572	6,347	6,197	5,325	5,329	5,103	5,725	11.2%
職員退職手当管理	1,055	591	742	719	683	637	484	642	439	390	638	1.3%
墓地公園整備事業	9	9	9	8	6	5	5	5	5	6	7	0.0%
介護保険	3,213	3,388	3,549	3,750	3,969	3,978	4,182	4,235	4,329	4,440	3,903	7.6%
駐車場事業	123	121	122	123	127	122	136	137	129	126	127	0.2%
後期高齢者医療保険	550	585	603	636	634	675	705	724	743	787	664	1.3%
公共下水道事業	2,669	3,760	5,003	4,194	4,243	3,412	2,814	(廃止)			2,610	5.1%
農業集落排水事業	228	228	285	299	305	292	283	(廃止)			192	0.4%
土地区画整理事業清算金	3	2	1	(廃止)							1	0.0%
特別会計 合計	13,283	14,243	16,013	15,418	16,539	15,468	14,806	11,068	10,974	10,852	13,866	27.2%
企業会計												
病院事業	10,290	10,294	10,205	11,405	10,707	12,245	12,847	10,150	10,236	10,623	10,900	21.4%
介護老人保健施設事業	314	305	304	332	461	366	363	388	355	417	361	0.7%
水道事業	1,421	1,603	1,755	2,031	1,936	1,881	1,684	1,717	1,863	1,773	1,766	3.5%
公共下水道事業	0	0	0	0	0	0	0	5,283	5,038	4,748	1,507	3.0%
企業会計 合計	12,025	12,202	12,264	13,768	13,104	14,492	14,894	17,538	17,492	17,561	14,534	28.5%
歳出合計(連結)	45,873	47,567	53,489	51,067	53,403	51,868	50,762	52,265	49,587	54,332	51,021	100.0%

※6 公債費：市が借り入れた借金（地方債等）の元金や利息の返済に要する費用のこと。

※7 扶助費：社会保障制度の一環として、高齢者、児童、障がい者、生活困窮者等に対する支援に要する費用のこと。

(3) 投資的経費と扶助費の推移

①一般会計における投資的経費

公共施設等の整備等に充当される投資的経費^{※8}について過去10年間でみると、平成27年度より減少傾向にあり、平成27年度に約68億円だった投資的経費が令和2年度には約21億円となっています。なお、過去10年間の平均は約43億円となっています。

また、「扶助費」の推移をみると、増加傾向にあり、平成23年度に約28億円だった扶助費が、令和2年度には約33億円となっています。なお、過去10年間の平均は約30億円となっています。

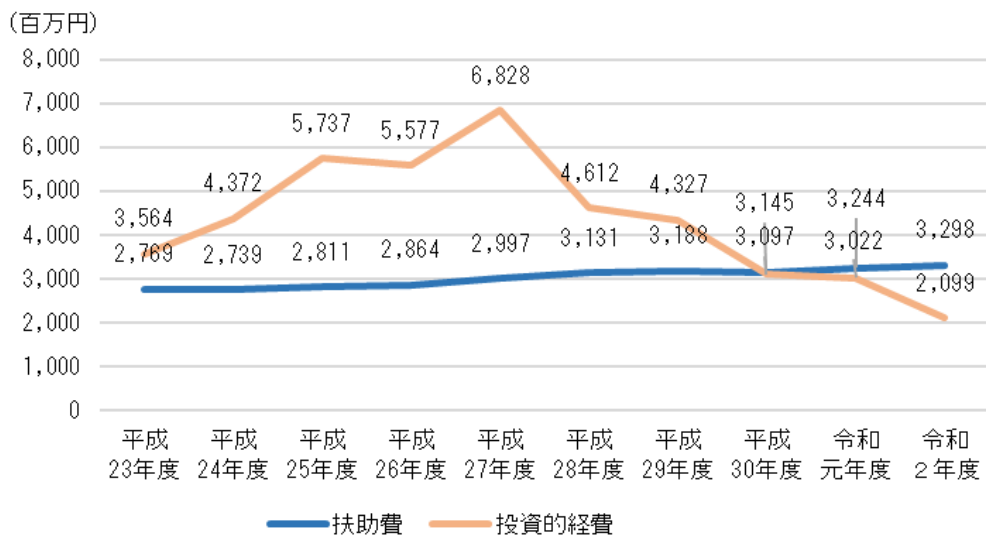


図 2-3-3 投資的経費と扶助費の推移

②特別会計・企業会計における投資的経費

一般会計以外の公共施設等の整備等に充当される投資的経費について過去10年間でみると、平成23年度約8億円だった投資的経費が、平成29年度には約40億円となり、平成29年度以降減少しています。また、過去10年間の平均は約20億円となっています。

一般会計と特別会計、企業会計を併せた投資的経費の過去10年間の平均は約64億円となっています。

表 2-3-3 特別会計・企業会計における投資的経費

内訳		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均	
1	建物	介護老人福祉施設	0	0	0	10,476	137,988	0	0	29,970	0	50,808	22,924
2		病院	15,320	53,928	23,627	221,913	391,864	1,759,508	2,270,456	5,886	14,349	27,026	478,388
3		駐車場	2,081	998	1,100	2,495	6,245	1,350	17,258	500	0	0	3,203
4	インフラ施設	上水道	338,092	428,400	679,745	809,675	873,382	873,984	686,255	702,819	843,936	552,573	678,886
5		下水道	470,745	1,169,707	1,137,654	759,033	1,433,179	830,452	990,466	699,560	618,180	501,592	861,057
6		農業集落排水	0	0	0	1,830	14,375	7,321	6,556	(廃止)			3,008
総計		826,238	1,653,033	1,842,126	1,805,422	2,857,033	3,472,615	3,970,991	1,438,735	1,476,465	1,131,999	2,047,466	

※介護老人福祉施設は建設改良費のうち施設費を計上
 ※病院は建設改良費のうち病院建設費、建設改良費を計上

資料：所管課資料

※8 投資的経費：道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅等の建設等社会資本の整備に要する費用であり、支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費のこと。

第3章 公共施設等の現況

1. 保有数量の状況

本市が保有している公共施設は、令和4年3月時点で、342施設、延床面積の合計は326,372㎡となっています。

また、市民1人あたりの公共施設延床面積は、6.97㎡となっています（令和2年国勢調査の人口46,853人、公共施設延床面積合計値326,372㎡をもとに算出）。

表3-1-1 公共施設一覧（1）

大分類	中分類	施設数	施設名称				
行政系施設	庁舎等	3	赤穂市役所庁舎	第2庁舎	旧上下水道部庁舎		
	消防施設	28	消防庁舎(防災センター)	消防団第1分団詰所兼車庫	消防団第2分団詰所兼車庫	消防団第3分団詰所兼車庫	
			消防団第4分団詰所兼車庫	消防団第5分団詰所兼車庫	消防団第6分団詰所兼車庫	消防団第7分団詰所兼車庫	
			消防団第8分団詰所兼車庫	消防団第9分団詰所兼車庫	消防団第10分団詰所兼車庫	消防団第11分団詰所兼車庫	
			消防団第12分団詰所兼車庫	消防団第13分団詰所兼車庫	●消防団第14分団詰所兼車庫(有年横尾水防倉庫)	消防団第15分団詰所兼車庫	
			高雄水防倉庫	高野水防倉庫	新田水防倉庫	東有年水防倉庫	
			西有年水防倉庫	福浦水防倉庫	坂越第二水防倉庫	千鳥水防倉庫	
			坂越第1水防倉庫	高雄第2水防倉庫	尾崎水防倉庫	赤穂市消防資機材庫	
	その他行政系施設	10	天和大気汚染監視局舎	大津大気汚染監視局舎	塩屋大気汚染監視局舎	砂子坂越大気汚染監視局舎	
			尾崎大気汚染監視局舎	有年大気汚染監視局舎	高雄大気汚染監視局舎	有年自動車排気ガス監視局舎	
			折方大気汚染監視局舎	駅北倉庫			
	学校教育系施設	学校	15	赤穂小学校	城西小学校	塩屋小学校	赤穂西小学校
				尾崎小学校	御崎小学校	坂越小学校	高雄小学校
有年小学校				原小学校	赤穂中学校	赤穂西中学校	
赤穂東中学校				坂越中学校	有年中学校		
その他教育施設		5	青少年育成センター	学校給食センター	野外活動センター	●教育研究所(青少年育成センター)	
			●市史編さん室(青少年育成センター)				
子育て支援施設	幼稚園・保育所	16	赤穂幼稚園	城西幼稚園	塩屋幼稚園	赤穂西幼稚園	
			尾崎幼稚園	御崎幼稚園	坂越幼稚園	高雄幼稚園	
			有年幼稚園	原幼稚園	赤穂保育所	塩屋保育所	
			尾崎保育所	御崎保育所	坂越保育所	有年保育所	
	幼児・児童施設	13	●赤穂アフタースクール(赤穂小学校)	城西アフタースクール	●塩屋アフタースクール(塩屋小学校)	●赤穂西アフタースクール(赤穂西小学校)	
			●尾崎アフタースクール(尾崎小学校)	御崎アフタースクール	●坂越アフタースクール(坂越小学校)	高雄アフタースクール	
			●有年アフタースクール(有年小学校)	加里屋児童館	塩屋児童館	赤穂東児童館	
			●坂越児童館(坂越隣保館)				
市民文化系施設	集会所施設	19	城西公民館	塩屋公民館	赤穂西公民館	尾崎公民館	
			御崎公民館	坂越公民館	高雄公民館	高雄公民館(分館)	
			有年公民館	真殿公民館	坂越隣保館	有年隣保館	
			福浦地区コミュニティセンター	湯の内団地集会所	加里屋まちづくり会館	有年西部農村多目的共同利用施設	
			高雄農村多目的共同利用施設	有年東部農村多目的共同利用施設	中央公民館(市民会館)		
	文化施設	2	市民会館	赤穂市文化会館			
社会教育系施設	博物館等	12	歴史博物館	民俗資料館	海洋科学館	田淵記念館	
			有年考古館	旧坂越浦会所	赤穂城跡(本丸門)	赤穂城発掘調査事務所	
	木戸門跡広場休憩所・便所	近藤源八宅跡長屋門	加里屋中洲文化財収蔵庫	●赤穂市埋蔵文化財調査事務所(有年公民館分館)			
図書館	1	図書館					
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	14	赤穂市民総合体育館	赤穂地区体育館	城西地区体育館	塩屋地区体育館	
			赤穂西地区体育館	尾崎地区体育館	御崎地区体育館	坂越地区体育館	
			高雄地区体育館	有年地区体育館	赤穂青少年武道館	塩屋青少年武道館	
			地域スポーツ振興器具格納施設	西部多目的グラウンド施設			
	レクリエーション施設・観光施設	9	赤穂城隅櫓および大手門	ふれあいの森	赤穂御崎レストハウス	御崎駐車場休憩施設	
			東御崎公衆便所	東御崎海岸売店	唐船浜海水浴場施設	花岳寺公衆便所	
			東御崎休憩所				

表 3-1-1 公共施設一覧 (2)

大分類	中分類	施設数	施設名称						
産業系施設	産業系施設	2	赤穂縦通作業所(中広工房)	赤穂縦通作業所(加里屋工房)					
保健・福祉施設	高齢福祉施設	7	老人保健施設	老人福祉センター	西地区デイサービスセンター	東地区デイサービスセンター			
			坂越地区デイサービスセンター	●赤穂市地域包括支援センター(赤穂市総合福祉会館)	●労働施設(シルバー人材センター)(老福協)				
	障害福祉施設	1	さくら園						
	その他社会保健施設	2	赤穂市総合福祉会館	赤穂すこやかセンター					
医療施設	医療施設	19	赤穂市民病院	有年地区診療所	西部診療所	福浦診療所			
			高雄診療所	医師住宅1	医師住宅2	医師住宅3			
			医師住宅4	医師住宅5	医師住宅6	医師住宅7			
			医師住宅8	医師住宅9	医師住宅10	医師住宅11			
			医師住宅12	医師住宅13	訪問看護ステーション兼医師宿舎				
公営住宅	公営住宅	8	千鳥団地	坂越高谷団地	塩屋団地	塩屋西団地			
			浜市住宅	有年櫛原住宅	湯の内団地	御崎引揚者住宅			
公園	公園	78	赤穂城跡公園	城南緑地	東有年・沖田遺跡公園	新町公園			
			清水公園	塩屋第1公園	塩屋第2公園	塩屋第3公園			
			浜田第1公園	浜田第2公園	浜田第3公園	尾崎第1公園			
			尾崎第2公園	尾崎第3公園	尾崎第4公園	つばき公園			
			砂子公園	ひばり公園	元塩公園	南宮公園			
			やなぎ公園	たかのは公園	駅前町第1公園	浜市第1公園			
			湯ノ内公園	若水公園	さくら公園	鶴の丸公園			
			うぐいす公園	もみじ公園	つつじ公園	ちどり公園			
			尾崎忠魂碑	千種川河川敷緑地	清水工業団地公園	北野中公園			
			惣門町児童遊園	塩屋公園	東浜公園	赤穂ピクニック公園			
			有年第1公園	坂越展望広場	本水尾第1児童遊園	木津児童遊園			
			西有年第4児童遊園	高野児童遊園	折方児童遊園	正保橋児童遊園			
			周世第2児童遊園	檜原中央児童遊園	真殿門前第1児童遊園	真殿林児童遊園			
			真殿新在家児童遊園	有年牟礼第1児童遊園	西之町児童遊園	木津第2児童遊園			
			木生谷第1児童遊園	西有年第3児童遊園	新田西部児童遊園	宮前児童遊園			
			檜原新田児童遊園	西有年第1児童遊園	中山児童遊園	西有年第2児童遊園			
			大津第1児童遊園	鶴和児童遊園	塩屋東第6児童遊園	高野第3児童遊園			
			上高谷児童遊園	赤穂元禄スポーツセンター	赤穂海浜スポーツセンター	有年・田中遺跡公園			
			みなとひろば	野中第1公園	浜市第2公園	野中・砂子公園			
			塩屋第4公園	塩屋第5公園					
			供給処理施設	供給処理施設	3	赤穂市美化センター	赤穂市不燃物最終処分場	赤穂市し尿処理施設	
			上水道施設	上水道施設	6	北野中浄水場	木津水源地(第1)	木津水源地(第2)	真殿水源地
						原水源地	東有年浄水場		
下水道施設	下水道施設	29	赤穂下水管理センター	福浦下水処理場	はりま台下水処理場	古池下水処理場			
			大泊下水処理場	小島下水処理場	加里屋中継ポンプ場	浜田中継ポンプ場			
			塩屋中継ポンプ場	尾崎中継ポンプ場	御崎中継ポンプ場	南野中継ポンプ場			
			磯浜中継ポンプ場	真殿中継ポンプ場	塩屋ポンプ場	御崎ポンプ場			
			坂越ポンプ場	西沖ポンプ場	天和ポンプ場	有年ポンプ場			
			御崎第2ポンプ場	旧周世地区農業集落排水処理施設	有年原地区農業集落排水処理施設	原新田地区農業集落排水処理施設			
			有年牟礼地区農業集落排水処理施設	東有年地区農業集落排水処理施設	西有年第1地区農業集落排水処理施設	西有年第2地区農業集落排水処理施設			
			旧有年櫛原地区農業集落排水処理施設						
その他	その他	40	赤穂市畜場	赤穂駅周辺整備商業施設(プラント赤穂)	赤穂駅周辺整備駅ビル店舗施設	自由通路及び駅ビル施設			
			加里屋地区整備事業用店舗	貸店舗	旧老人ホームつつじ荘	旧デイサービスセンター			
			旧大津保育所	赤穂駅南駐車場	赤穂駅北駐車場	加里屋駐車場便所			
			福浦生徒自転車置場	交通広場公衆便所	赤穂高山墓園	真殿精米所			
			檜原精米所	浜市共同作業所	檜原共同作業所	新井揚水機場			
			東中野揚水機場	上菅生第一揚水機場	西山ノ下揚水機場	柏原揚水機場			
			黒尾揚水機場	原組揚水機場	北組揚水機場	福浦排水機場			
			高野排水機場	中広用水堰操作棟	有年土地区画整理事業現場事務所	有年駅自由通路			
			有年駅北トイレ	有年駅総合案内所	有年駅南トイレ	原校区多目的施設			
			富原排水機場	富原揚水機場	西中野下揚水機場	東有年排水機場			

●複合施設のうち主となる施設以外の施設

第3章 公共施設等の現況

表 3-1-2 公共施設の施設数、棟数、延床面積

大分類	中分類	施設数 (ヶ所)		棟数 (ヶ所)		延床面積 (㎡)	
			構成比		構成比		構成比
行政系施設	庁舎等	3	0.9%	9	0.9%	13,346	4.1%
	消防施設	28	8.2%	32	3.4%	5,356	1.6%
	その他行政系施設	10	2.9%	10	1.0%	282	0.1%
学校教育系施設	学校	15	4.4%	172	18.0%	82,439	25.3%
	その他教育施設	5	1.5%	17	1.8%	3,946	1.2%
子育て支援施設	幼稚園・保育所	16	4.7%	53	5.6%	11,573	3.5%
	幼児・児童施設	13	3.8%	19	2.0%	1,449	0.4%
市民文化系施設	集会施設	19	5.6%	50	5.2%	8,264	2.5%
	文化施設	2	0.6%	6	0.6%	15,696	4.8%
社会教育系施設	博物館等	12	3.5%	38	4.0%	7,927	2.4%
	図書館	1	0.3%	1	0.1%	3,316	1.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	14	4.1%	32	3.4%	15,006	4.6%
	レクリエーション施設・観光施設	9	2.6%	17	1.8%	1,834	0.6%
産業系施設	産業系施設	2	0.6%	2	0.2%	236	0.1%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	7	2.0%	20	2.1%	6,495	2.0%
	障害福祉施設	1	0.3%	4	0.4%	732	0.2%
	その他社会保健施設	2	0.6%	6	0.6%	5,948	1.8%
医療施設	医療施設	19	5.6%	28	2.9%	41,728	12.8%
公営住宅	公営住宅	8	2.3%	143	15.1%	41,887	12.8%
公園	公園	78	22.8%	154	16.1%	4,638	1.4%
供給処理施設	供給処理施設	3	0.9%	25	2.6%	9,102	2.8%
上水道施設	上水道施設	6	1.8%	19	2.0%	2,456	0.8%
下水道施設	下水道施設	29	8.5%	38	4.0%	21,622	6.6%
その他	その他	40	11.7%	58	6.1%	21,094	6.5%
	合計	342	100.0%	953	100.0%	326,372	100.0%

2. 施設分類別の状況

(1) 施設数

施設分類別に施設数の構成をみると「公園」が22.7%(78施設)と最も高く、次いで「行政系施設」が12.0%(41施設)、「その他」が11.6%(40施設)となっています。

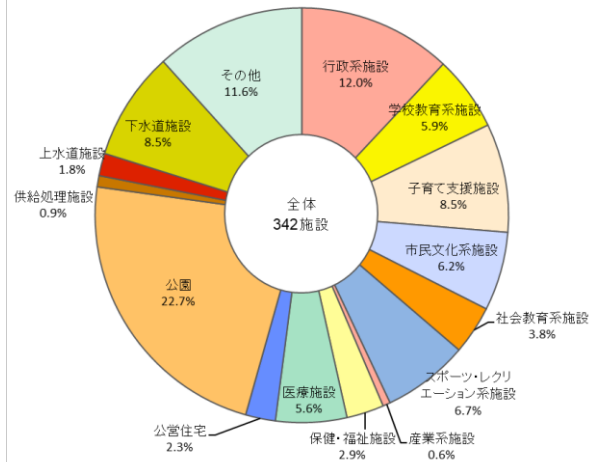


図 3-2-1 施設数の状況

(2) 施設面積

施設分類別の延床面積の構成比をみると、「学校教育系施設」が26.6%(86,385㎡)と最も高く、次いで公営住宅が12.8%(41,887㎡)、「医療施設」が12.8%(41,728㎡)となっています。

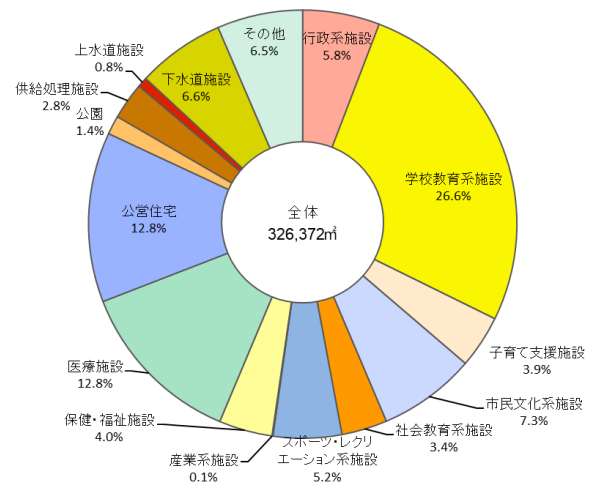


図 3-2-2 施設面積の状況

3. 構造別の状況

構造別の延床面積の構成比をみると、「鉄筋コンクリート造(RC)」が60.2%(196,530㎡)で全体の6割を占めており、次いで「鉄骨造(S)」が17.6%(57,460㎡)、「鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)」が16.0%(52,211㎡)となっています。

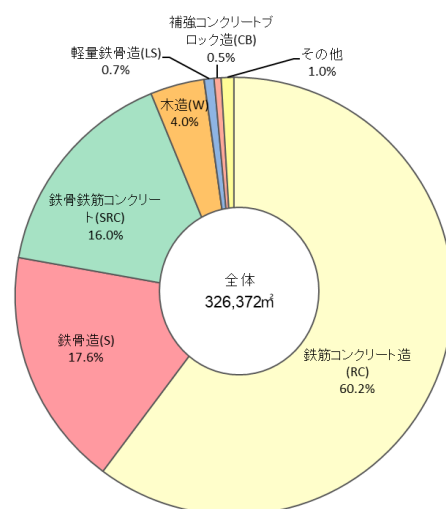


図 3-3-1 構造別の状況

4. 建築年別の状況

(1) 施設分類別・建築年度別の整備状況

現在の公共施設の整備状況を施設分類別・建築年度別の延床面積でみると、昭和40年から昭和56年頃にかけて学校教育系施設を中心に多くの施設整備が行われており、延床面積が急増しています。その後は、平成4年に文化会館、平成10年に市民病院が整備され、近年では、尾崎幼稚園などが整備されています。

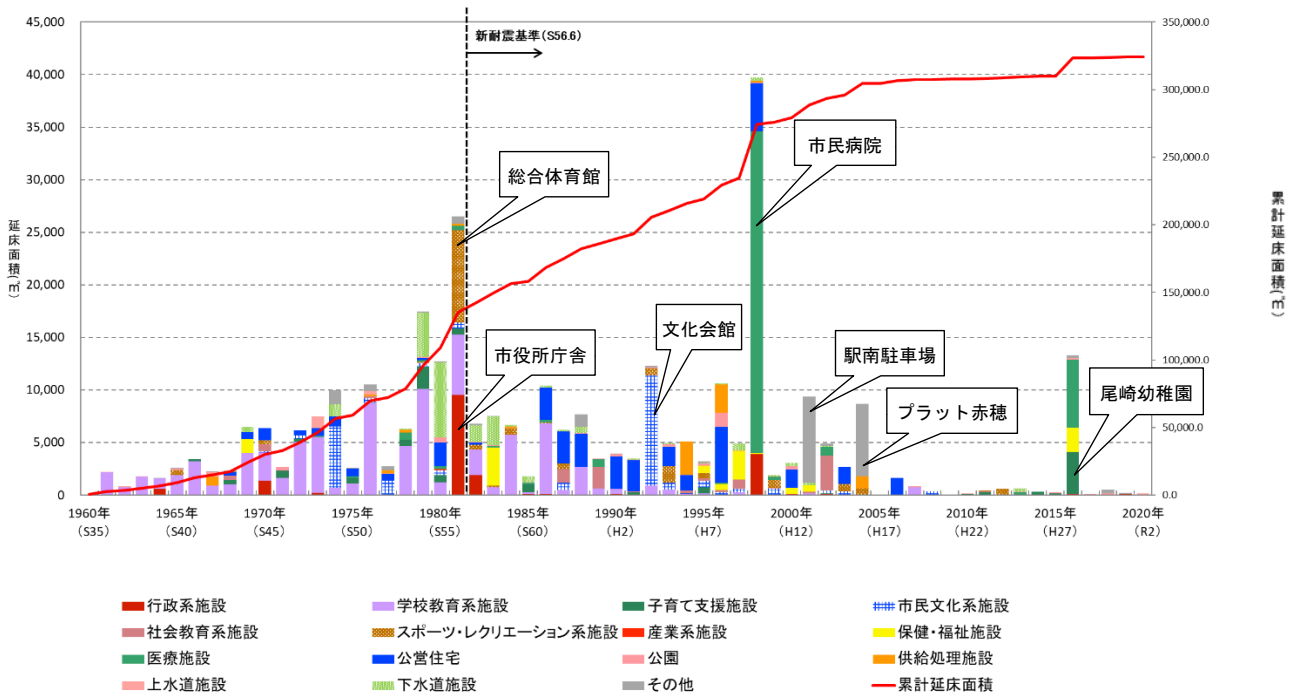
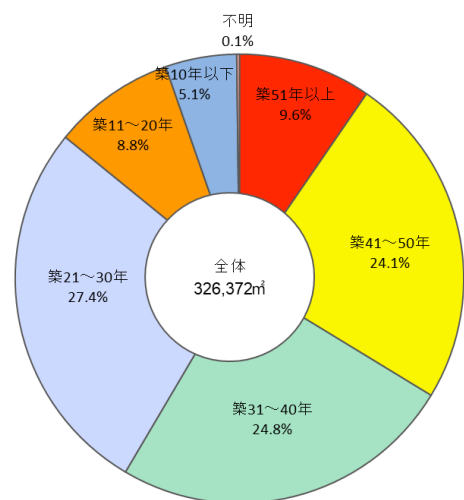


図 3-4-1 施設分類別・建築年度別の整備状況

(2) 建築年別の状況

建築年別に延床面積の構成比をみると、「築21～30年」が27.4% (89,293㎡)で最も多く、次いで「築31～40年」の施設が24.8% (80,932㎡)、「築41～50年」が24.1% (78,666㎡)となっています。

また、築31年以上の棟は、全体の58.5%となっており、このまま全てを維持し続けると10年後には85.9%に達します。



※延床面積を集計

図 3-4-2 建築年別の状況

5. 耐震改修の状況

(1) 耐震改修の状況

耐震改修の状況別の施設数の構成比をみると、「新耐震基準」が16.9%（161棟）、「改修実施済」が9.1%（87棟）、「耐震診断結果より不要」が2.1%（20棟）、「対象外^{※9}」が57.7%（551棟）となっており、対象外を含めた耐震化率は85.8%となっています。

一方、「未実施」は14.2%（134棟）となっています。

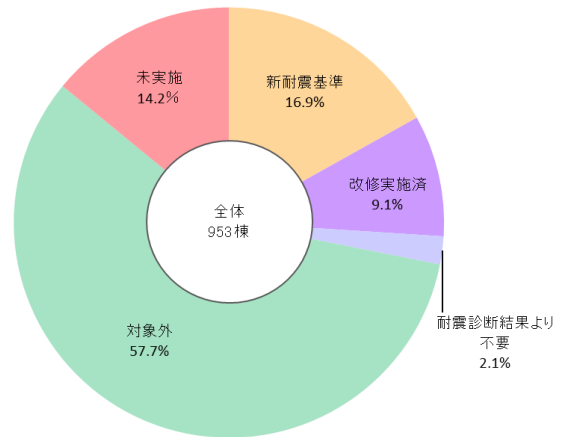


図 3-5-1 耐震改修の状況

(2) 施設分類別の耐震改修の状況

施設分類別の耐震改修の状況をみると、行政系施設、学校教育系施設、市民文化系施設、保健・福祉施設、公営住宅、公園、供給処理施設、上水道施設、下水道施設で新耐震基準と改修実施済、耐震診断結果より不要、対象外の合計が80%以上となっています。

一方、子育て支援施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、医療施設、その他で未実施の割合が高くなっています。

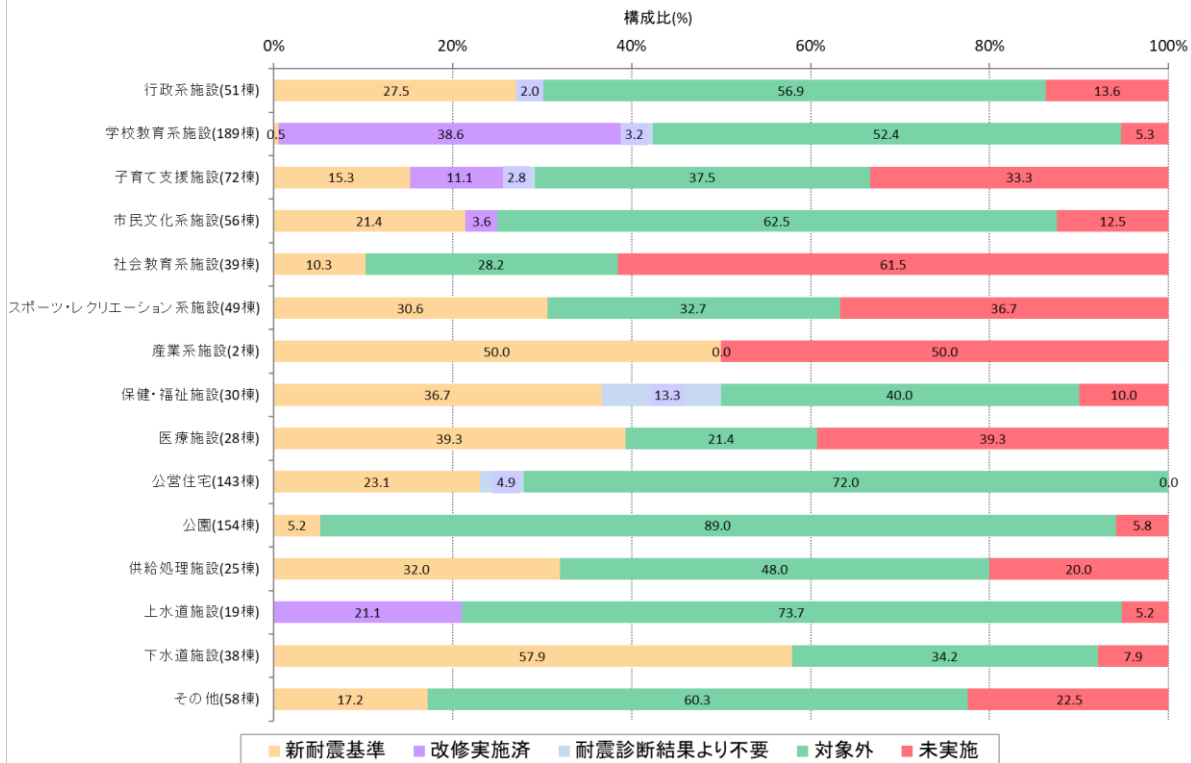


図 3-5-2 施設分類別の耐震改修の状況

※9 対象外：主施設に附属する倉庫や自転車置場、便所等

6. 市民一人あたりの公共施設延床面積の状況

(1) 市民一人あたりの公共施設延床面積

本市の公共施設延床面積は 326,732 m²であり、市民一人あたりの公共施設延床面積にすると 6.97 m²/人となっています。(令和2年国勢調査人口 46,853 人をもとに算出)

(2) 類似団体における市民一人あたりの公共施設延床面積

総務省公共施設状況調より類似団体^{*10}12 市における市民一人あたりの公共施設延床面積の平均値を算出すると、12 市の平均は 5.82 m²/人、非合併7自治体の平均は 5.72 m²/人となっており、いずれも本市が多くなっています。

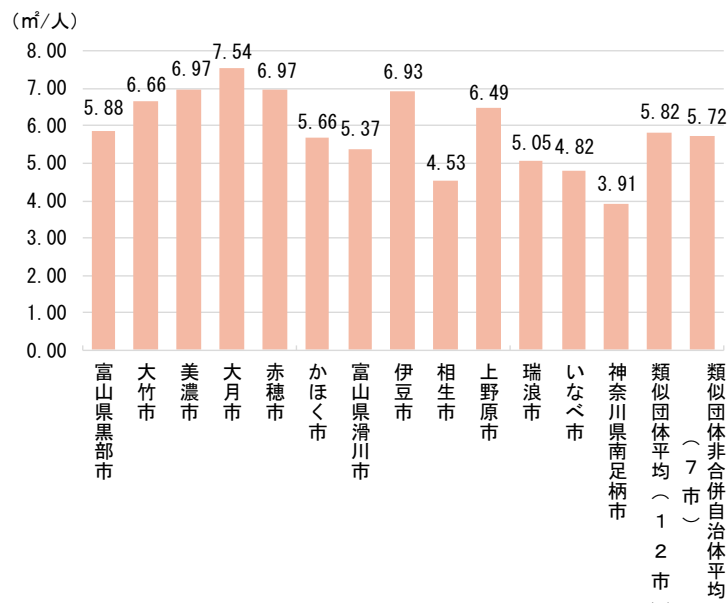


図 3-6-1 類似団体における市民一人あたり延床面積

表 3-6-1 類似団体における市民一人あたり延床面積

自治体名	公共施設延床面積合計(m ²)	R2国勢調査(人)	一人あたり延床面積(m ² /人)	合併状況(平成大合併(H15年度以降合併)を行っていない自治体)
富山県黒部市	233,140	39,638	5.88	合併(1市1町)
大竹市	175,407	26,319	6.66	非合併
美濃市	134,149	19,247	6.97	非合併
大月市	169,645	22,512	7.54	非合併
赤穂市	326,371	46,853	6.97	非合併
かほく市	197,607	34,889	5.66	合併(3町)
富山県滑川市	173,782	32,349	5.37	非合併
伊豆市	195,482	28,190	6.93	合併(4町)
相生市	128,458	28,355	4.53	非合併
上野原市	147,186	22,669	6.49	合併(1町1村)
瑞浪市	187,758	37,150	5.05	非合併
いなべ市	216,763	44,973	4.82	合併(4町)
神奈川県南足柄市	159,747	40,841	3.91	非合併
類似団体平均 (12 市)	-	-	5.82	-
類似団体非合併自治体平均(7 市)	-	-	5.72	-

^{*10} 総務省類似団体分類において全国の市町村を人口と産業構造(産業別就業人口)によって分類し、同じ分類となった市町村を類似団体といいます。

第4章 将来更新費用の見通し

1. 将来更新費用試算のための条件

現在、本市の公共施設等について、将来もそのまま保有し続けた場合に必要となる費用を試算します。試算にあたっては、施設類型ごとに、建替えや大規模改修について、耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積の数量に更新単価を乗ずることにより、今後必要な更新費用について、大規模改修・建替え費用を以下の考え方に沿って試算しています。

なお、更新費用の試算は40年間として試算しています。

また、以下の試算においては、ライフサイクルコストや指定管理料等を含んでいません。

(1) 公共施設の試算条件

①時期及び期間

建築物の耐用年数 (建替え時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・60年と仮定 ・建替え期間は3年間として試算し、費用は各年度で均等配分
大規模改修時期	<ul style="list-style-type: none"> ・建設してから一律30年目(今後10年以内に建替え時期を迎える建物は大規模改修を実施しないと仮定) ・大規模改修期間は2年間として試算し、費用は均等配分 ・築年数が30年以上50年経過し、大規模改修時期が到来している建物は今後10年間で大規模改修を実施すると仮定 ・築年数が51年以上の建物は、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定

②更新単価

更新単価は、総務省が平成24年3月に公表した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果 更新費用試算ソフト」を用いて試算しました。

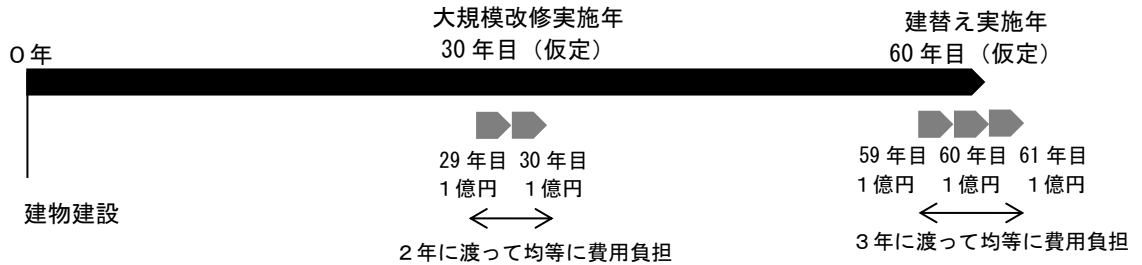
表 4-1-1 更新単価

NO	大分類	大規模改修	建替え
1	行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
2	学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
3	子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
4	市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
5	社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
6	スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
7	産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
8	保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
9	医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
10	公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
11	公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
12	供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
13	上水道施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
14	下水道施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
15	その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

(2) 建替え及び大規模改修の計算例

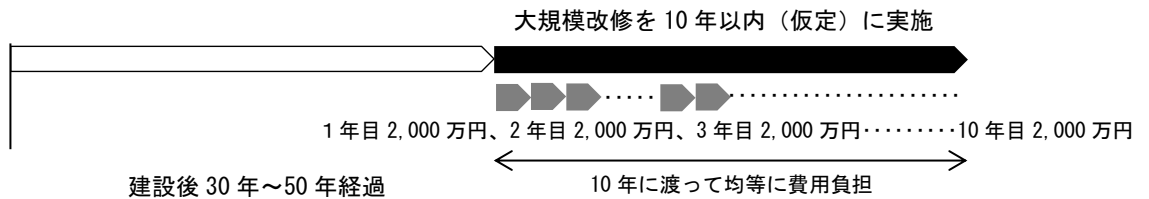
① 建替えと大規模改修のライフサイクル試算例

■ 大規模改修費用2億円、建替え費用3億円の場合



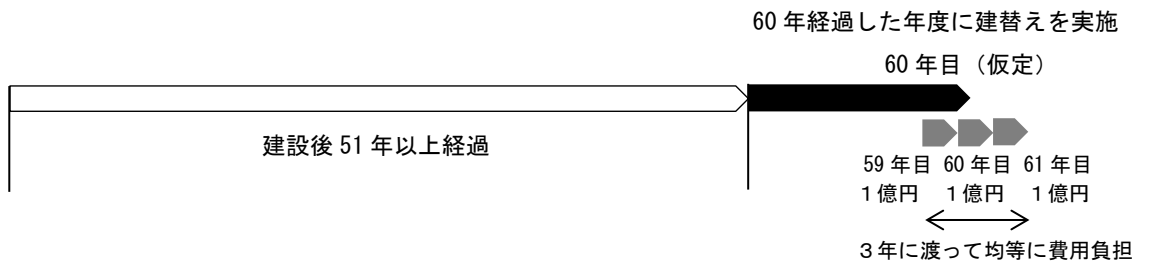
② 改修積み残しの試算例1 (大規模改修を行っていない30年から50年経過した建物)

■ 大規模改修費用2億円の場合



③ 改修積み残しの試算例2 (大規模改修を行っていない51年以上経過した建物)

■ 建替え費用3億円の場合



(3) インフラ施設の試算条件

インフラ施設の更新費用の算定にあたっては、公共施設と同様に、更新単価は総務省が平成24年3月に公表した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果 更新費用試算ソフト」における単価を用いて試算しました。

表 4-1-2 インフラ施設の試算条件

NO	インフラ名	分類	インフラ分類	更新年数	更新
1	道路	一般道路	道路-一般道路	15	0.47 万円/㎡
2	道路	自転車歩行者専用道路	道路-自転車歩行者専用道路	15	0.27 万円/㎡
3	橋りょう	PC橋	橋りょう-PC橋	60	42.50 万円/㎡
4	橋りょう	RC橋	橋りょう-RC橋	60	42.50 万円/㎡
5	橋りょう	鋼橋	橋りょう-鋼橋	60	50.00 万円/㎡
6	橋りょう	石橋	橋りょう-石橋	60	42.50 万円/㎡
7	橋りょう	その他	橋りょう-その他	60	42.50 万円/㎡
8	上水道	導水管300mm未満	上水道-導水管300mm未満	40	10.00 万円/m
9	上水道	導水管300～500mm未満	上水道-導水管300～500mm未満	40	11.40 万円/m
10	上水道	導水管500～1000mm未満	上水道-導水管500～1000mm未満	40	16.10 万円/m
11	上水道	導水管1000～1500mm未満	上水道-導水管1000～1500mm未満	40	34.50 万円/m
12	上水道	導水管1500～2000mm未満	上水道-導水管1500～2000mm未満	40	74.20 万円/m
13	上水道	導水管2000mm以上	上水道-導水管2000mm以上	40	92.30 万円/m
14	上水道	送水管300mm未満	上水道-送水管300mm未満	40	10.00 万円/m
15	上水道	送水管300～500mm未満	上水道-送水管300～500mm未満	40	11.40 万円/m
16	上水道	送水管500～1000mm未満	上水道-送水管500～1000mm未満	40	16.10 万円/m
17	上水道	送水管1000～1500mm未満	上水道-送水管1000～1500mm未満	40	34.50 万円/m
18	上水道	送水管1500～2000mm未満	上水道-送水管1500～2000mm未満	40	74.20 万円/m
19	上水道	送水管2000mm以上	上水道-送水管2000mm以上	40	92.30 万円/m
20	上水道	配水管50mm以下	上水道-配水管50mm以下	40	9.70 万円/m
21	上水道	配水管75mm以下	上水道-配水管75mm以下	40	9.70 万円/m
22	上水道	配水管100mm以下	上水道-配水管100mm以下	40	9.70 万円/m
23	上水道	配水管125mm以下	上水道-配水管125mm以下	40	9.70 万円/m
24	上水道	配水管150mm以下	上水道-配水管150mm以下	40	9.70 万円/m
25	上水道	配水管200mm以下	上水道-配水管200mm以下	40	10.00 万円/m
26	上水道	配水管250mm以下	上水道-配水管250mm以下	40	10.30 万円/m
27	上水道	配水管300mm以下	上水道-配水管300mm以下	40	10.60 万円/m
28	上水道	配水管350mm以下	上水道-配水管350mm以下	40	11.10 万円/m
29	上水道	配水管400mm以下	上水道-配水管400mm以下	40	11.60 万円/m
30	上水道	配水管450mm以下	上水道-配水管450mm以下	40	12.10 万円/m
31	上水道	配水管500mm以下	上水道-配水管500mm以下	40	12.80 万円/m
32	上水道	配水管550mm以下	上水道-配水管550mm以下	40	12.80 万円/m
33	上水道	配水管600mm以下	上水道-配水管600mm以下	40	14.20 万円/m
34	上水道	配水管700mm以下	上水道-配水管700mm以下	40	15.80 万円/m
35	上水道	配水管800mm以下	上水道-配水管800mm以下	40	17.80 万円/m
36	上水道	配水管900mm以下	上水道-配水管900mm以下	40	19.90 万円/m
37	上水道	配水管1000mm以下	上水道-配水管1000mm以下	40	22.40 万円/m
38	上水道	配水管1100mm以下	上水道-配水管1100mm以下	40	25.00 万円/m
39	上水道	配水管1200mm以下	上水道-配水管1200mm以下	40	27.90 万円/m
40	上水道	配水管1350mm以下	上水道-配水管1350mm以下	40	62.80 万円/m
41	上水道	配水管1500mm以下	上水道-配水管1500mm以下	40	67.80 万円/m
42	上水道	配水管1650mm以下	上水道-配水管1650mm以下	40	73.80 万円/m
43	上水道	配水管1800mm以下	上水道-配水管1800mm以下	40	81.00 万円/m
44	上水道	配水管2000mm以下	上水道-配水管2000mm以下	40	92.30 万円/m
45	下水道	コンクリート管	下水道-コンクリート管	50	12.40 万円/m
46	下水道	塩ビ管	下水道-塩ビ管	50	12.40 万円/m
47	下水道	更正管	下水道-更正管	50	13.40 万円/m
48	下水道	その他	下水道-その他	50	12.40 万円/m

2. 将来更新費用試算

(1) 公共施設の試算結果

① 建替え及び大規模改修別試算結果

公共施設の建替え及び大規模改修について試算した結果、今後40年間にかかる費用は1,258億円と試算され、1年あたりの平均にすると31.4億円となります。また、今後10年間に大規模改修が集中して発生し、その後建替えが集中します。また、建替え及び大規模改修のピーク時（令和39年度）には約68億円におよびます。

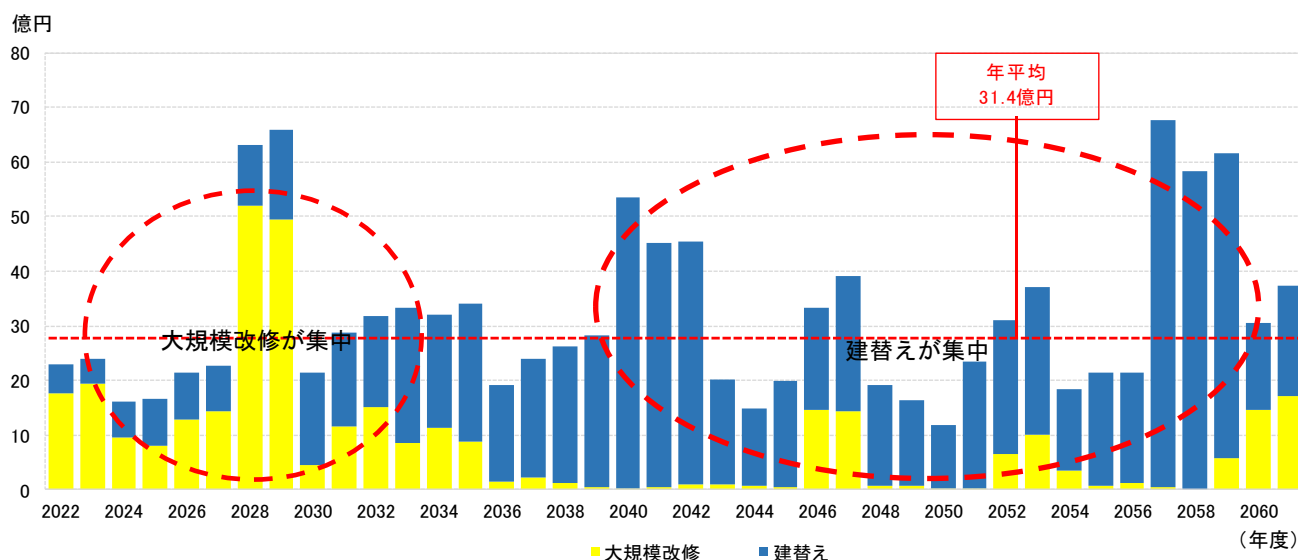


図 4-2-1 公共施設の建替え及び大規模改修別試算結果

②施設分類別試算結果

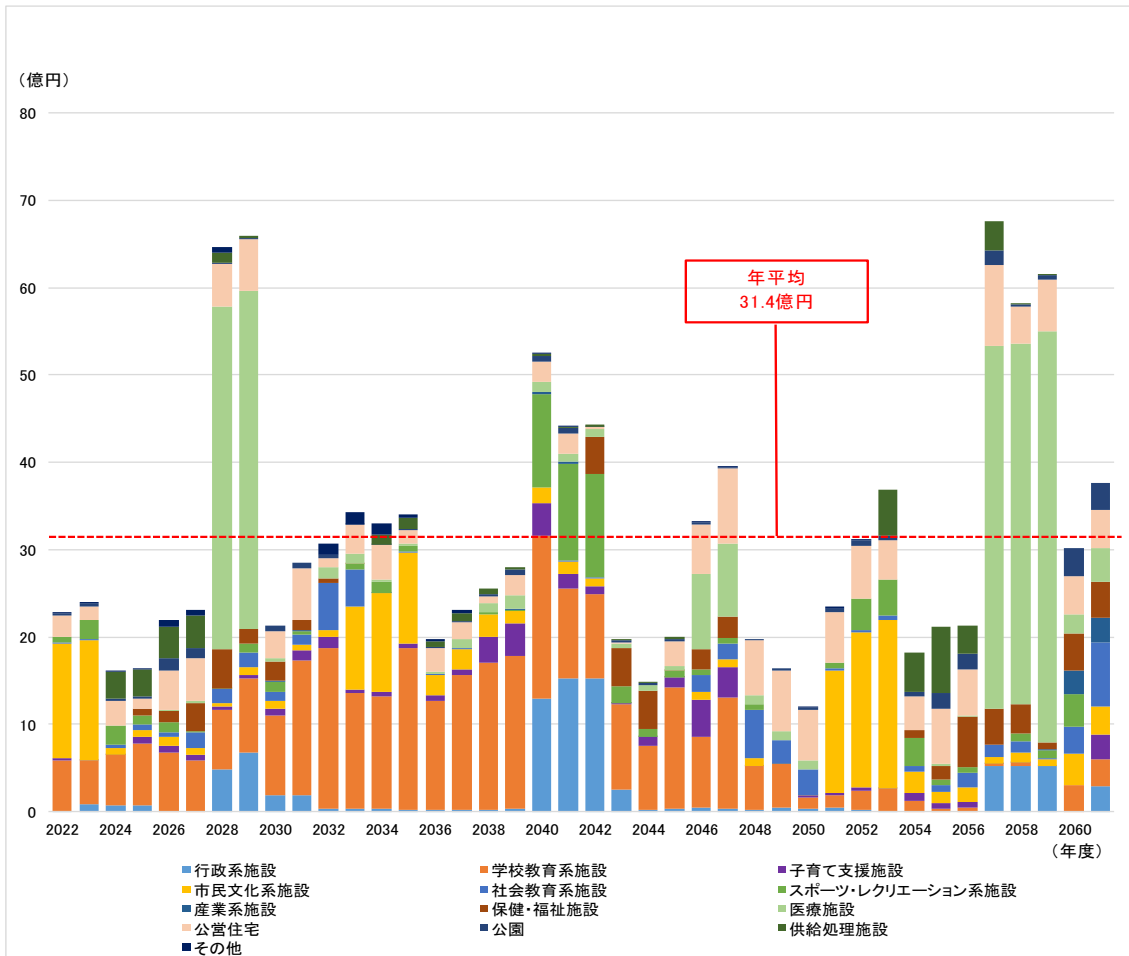


図 4-2-2 公共施設の施設分類別試算結果

(2) インフラ施設の試算結果

インフラ施設の更新費用について試算した結果、今後40年間に掛かる費用は1,301億円と試算され、1年あたりの平均にすると32.5億円となります。また、今後40年間においてピーク時(令和17年度)には約57億円におよびます。

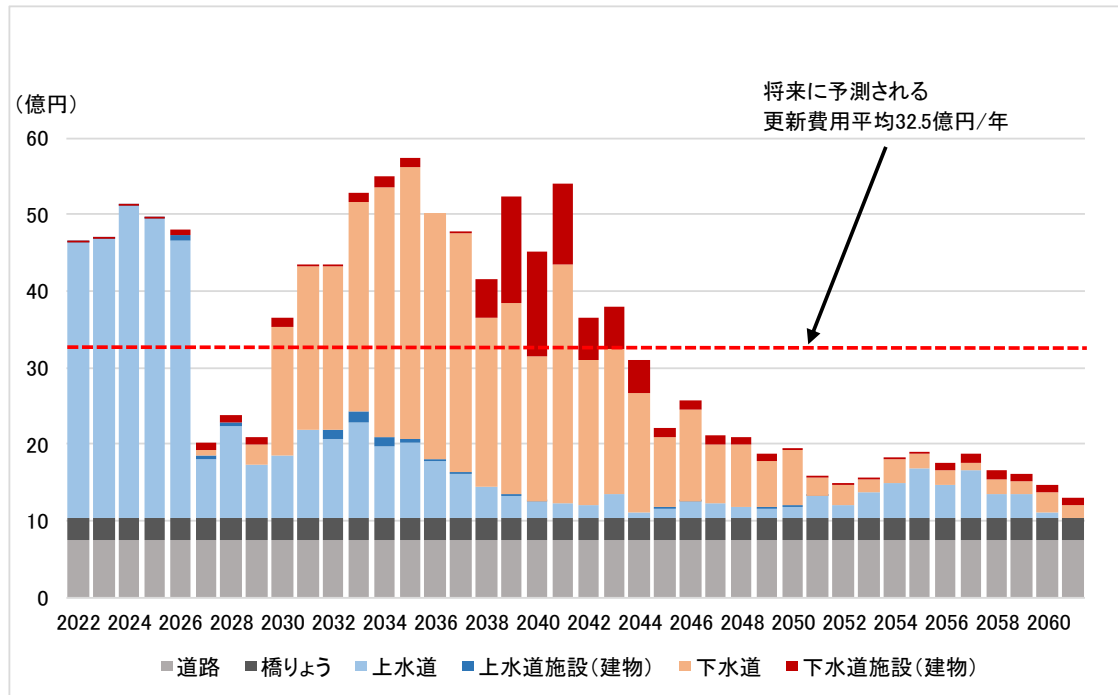


図 4-2-3 インフラ施設の試算結果

(3) 公共施設等（公共施設+インフラ施設）の試算結果

公共施設等の更新費用は（1）（2）より、今後40年間にかかる費用約2,559億円、1年あたりの平均63.9億円となります。また、今後40年間においてピーク時（令和23年度）には約98億円費用が発生すると試算されました。

一方、公共施設等に係る投資的経費の過去10年間の平均は63.7億円となっており、将来に予測される更新費用平均が上回っており、単純に1年あたりの平均で0.2億円がさらに必要になると試算されました。

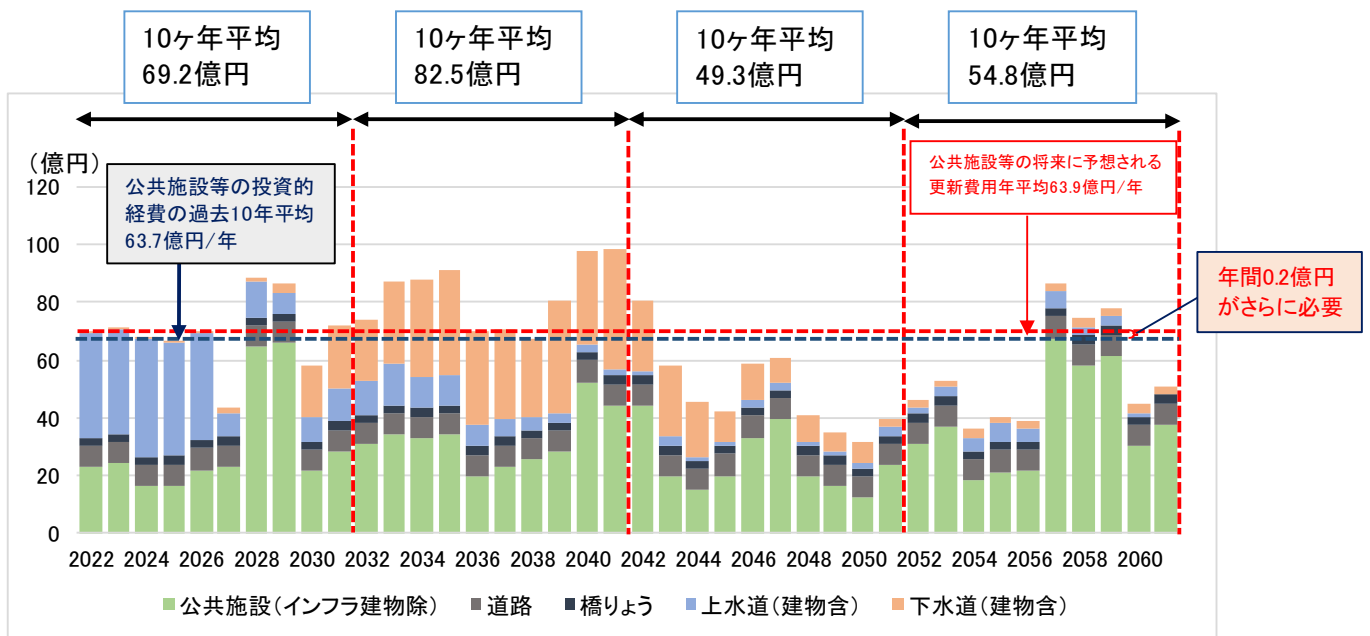


図 4-2-4 公共施設等（公共施設+インフラ施設）の試算結果

第5章 課題のまとめ

1. 公共施設における現状と課題

(1) 施設の老朽化

建築年別の延床面積割合をみると、築31年以上経過した施設が58.5%となっており、このまま全てを維持し続けると10年後には85.9%となり、多くの施設が更新時期を迎えており、財政的な負担が懸念されます。

また、老朽化が進んだ公共施設等は施設本来の機能が失われるばかりでなく、災害時においても利用できなくなる恐れがあり、市民の安全・安心なまちづくりを推進する観点からの大きな課題となります。

本市では、防災、公園といった各分野において、将来の礎となる拠点施設を整備してきました。そしてこの5年間で、消防団第13、14分団詰所兼車庫や、みなとひろば、野中・砂子公園等の整備を行いました。今後も、本計画の策定を機に、さらに公共施設等に対する柔軟な発想を持ち、公共施設等の管理を行っていく必要があります。

(2) 効率的な施設運営

本市は、昭和38年以降市町村合併を行っておらず、公共施設の重複施設はないものの、一人あたり延床面積をみると、類似自治体と比較しても多くなっています。今後人口が減少していくことが予測されている中で、一人あたり延床面積はさらに増加することとなり、市民一人あたりの負担が大きくなります。

また、本市は「忠臣蔵のふるさと」「塩のまち」として全国的に広く知られ、多くの観光資源を有しており、市内には城跡や博物館等の多くの施設があります。これらの施設は、本市の重要な資源であり、今後もこれらを活かしたまちづくりを行い、施設の保全・整備を推進します。

今後の人口減少や少子高齢化の進展等に伴い、厳しい財政状況が予測されることから、効率的でコンパクトな施設運営を行っていく必要があります。

2. 人口の推移及び見通しと課題

(1) 人口減少

将来展望人口ビジョンにおける人口総数の見通しは、全国的な傾向と同様に減少と予測されています。令和42年の人口は、将来展望人口ビジョンによると令和2年と比較して約34%の減少、社人研推計では約48%の減少と見通されており、余剰施設の発生や市民が負担する公共施設等に係る税負担が増大することが懸念されます。

(2) 少子高齢化に伴う利用ニーズの変化

将来展望人口ビジョンにおける年齢3区分別人口の見通しは、年少人口及び生産年齢人口が減少することが予測されており、令和2年と令和42年を比較すると、年少人口が16%の減少、生産年齢人口が40%の減少と見通されています。

一方、老年人口は、中期的には増加、長期的には減少することが予測されており、令和2年と令和42年を比較すると、26%の減少と見通されています。

人口構成比を令和2年と令和42年を比較すると、年少人口では、11.1%から一旦減少するものの、令和42年には2.8%増加し、13.9%と見通されており、生産年齢人口では55.2%から6.1%減少し、49.1%と見通されています。

また、老年人口の構成比は、33.7%から3.3%増加し、37.0%と見通されています。

これらのことから、公共施設の利用ニーズや利用形態が変化することが予測されます。

3. 財政における現状と課題

(1) 財源の確保

公共施設とインフラ施設の更新費用試算結果によると、今後40年間における更新費用の総額は2,559億円で、一年あたりに換算すると63.9億円と試算されています。

一方、過去10年間の投資的経費の1年あたりの平均は63.7億円となっており、現状の施設をこのまま維持した場合、更新費用試算結果と比較して0.2億円/年がさらに必要となることを見込まれ、人口減少等に伴う市税収入をはじめとする歳入の減少や、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加などにより、公共施設等の更新に充てられる投資的経費の財源不足がより深刻化することとなります。

第6章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 計画の基本方針

(1) 公共施設等マネジメントの理念・目的

本市の公共施設等は、昭和40年代から昭和50年代の人口の増加に伴い、市民サービスの向上、都市機能の充実を図るため、学校教育施設や市民文化施設などの公共施設や道路や上下水道などのインフラ施設を整備してきました。その後昭和60年から平成10年までは、学校教育施設、公営住宅、文化会館などを整備してきました。

これらの施設は今後一斉に老朽化が進み、大規模改修や建替えを行うことが必要になる一方で、全国的な傾向と同様に本市も人口減少となることから、将来の施設需要に対応可能な施設整備を進める必要があります。

また、人口減少、少子高齢化等の年齢構成の変化や社会情勢の変化とともに、公共施設等に対する市民ニーズも変化していくものと考えられます。

公共施設等は、市民が安全で安心して生活を送る上で、欠かせない重要な都市基盤であり、市民サービスを維持しつつ、今ある施設を資産として捉え、持続可能な公共施設マネジメントを確立します。

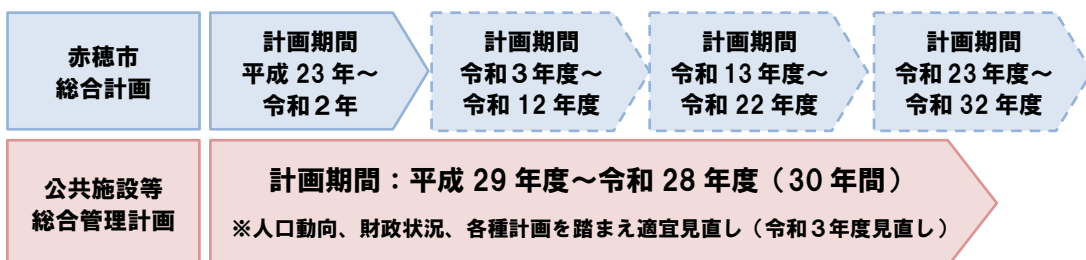
(2) 計画期間

公共施設等は、建築物やインフラ施設など様々な施設があり、それらの施設は、設計から建設、運営、修繕、解体まで50年～60年という長期間に渡るライフサイクルであることから計画の策定にあたっては長期的な視点が必要です。

本市の公共施設等は、昭和40年代から昭和50年代の人口の増加に伴い整備されてきましたが、それらの施設は老朽化が進みつつあり、今後、これらの施設を現在と同じ規模で維持していった場合、20年～30年後に多くの更新費用が発生すると試算されました。このことから、平成29年度から令和28年度の30年間を計画期間とします。

なお、長期にわたる計画であることから、計画の進捗とあわせて、今後の人口動向、財政状況などの変化や各種計画の見直しを踏まえて、適宜見直すものとなります。

今回は計画当初より5年が経過するのを機に、見直しを実施しています。



2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 公共施設等総合管理計画策定についての基本的な方針

限られた財源の中で市民ニーズに応じつつ、公共施設等について、将来にわたり安心して利用でき、持続可能な公共施設マネジメントを実現するため、以下の基本的な方針に基づき進めます。

■公共施設

①持続可能な公共施設マネジメント

今ある施設を資産として捉え、今後も利用していくためには、予防保全^{※11}の取り組みにより、建替え周期を延ばすことを目指す施設の長寿命化に取り組みます。

また、適正な受益者負担、PPP^{※12}/PFI^{※13}等の民間活用や広域化など、様々な手法により施設のライフサイクルコストの縮減を図るなど、効率的な施設マネジメントを推進します。

②効率的な施設活用

限られた財源の中で、今後も持続的に施設を利用できるようにするためには、人口動向や施設の利用状況、施設の公共性、周辺施設の状況及び類似機能施設の配置状況などを総合的に検討し、施設の統廃合や転用、建替え時や大規模改修時の施設の複合化等により効率的な施設活用を推進します。

③時代の要請に対応した施設

いまある施設を将来にわたって有効に活用するため、バリアフリー、環境への配慮、IT化、防災機能などの少子高齢化や社会情勢の変化、市民ニーズや時代の要請に対応した公共施設整備を図ります。

※11 予防保全: 損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る管理手法のこと。

※12 PPP: PublicPrivatePartnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

※13 PFI: PrivateFinanceInitiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業手法のこと。

■インフラ施設

①長寿命化の推進によるライフサイクルコストの縮減

計画的、効率的にインフラ施設を改修・更新し、予防保全による長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストを縮減します。

②新たなニーズへの効率的かつ効果的な対応

中長期的な視点でコスト縮減を図り、安全、バリアフリー、環境、防災などの新たなニーズに対しては、効率的かつ効果的な整備・対応を推進します。

③財源の確保

インフラ施設については、市民が安全で安心して生活する上で欠くことのできない施設が多く、特に道路や上下水道施設は災害時において重要な施設であり、老朽化による稼働不能や重大な事故を未然に防止しなければなりません。これらのインフラ施設については、適正に維持管理するための財源を確保します。

(2) 数値目標の設定

①数値目標の検討

前項の「公共施設等総合管理計画策定についての基本的な方針」を踏まえ、今後40年を対象にいくつかのシナリオを想定して更新費用等をシミュレーションにより算出した上で、実現性等を考慮しつつ公共施設等の数量に対する数値目標を検討します。

本目標は、あくまでも現時点で考えられる適正な行政経営の視点から設定したものであり、今後、本市を取り巻く社会経済情勢等の変化などを踏まえながら、適宜見直しが必要な場合もあります。

なお、いずれのシナリオも数値目標を試算するために縮減対象とする施設は、公共施設のみとし、インフラ施設は現状の数量を維持するという想定のもと試算します。また、将来人口推計は、本市における人口の現状や推計の分析等を踏まえ策定された将来展望人口ビジョンによる人口を用います。

■数値目標の検討シナリオ

シナリオ	内容
(1) 平成28年度の施設総量を現状維持(現状施設を100%維持)	今後も現在保有する公共施設の施設総量(延床面積)を維持し続けた場合と仮定し試算
(2) 平成28年度から30年後の人口にあわせて再編	総人口が26.2%減少するため、延床面積を26.2%縮減する (H27年48,567人(H27国勢調査)⇒R27年35,838人(将来展望人口ビジョン))
(3) 平成28年度の一人あたり延床面積を類似自治体の平均値で再編	一人あたり延床面積を平均6.1㎡/人とする (平均値は類似団体のうち非合併の自治体(8市))
(4) 長寿命化+平成28年度から30年後の人口にあわせて再編	シナリオ(2)に加え、長寿命化によって、大規模改修周期を30年から35年、更新周期を60年から70年とする

②数値目標

シナリオ（１）～（４）を比較検討すると、（２）、（３）と（４）は、いずれも今後40年間の更新費用年平均が本市の過去10年間の投資的経費の年平均費用を下回っているものの、シナリオ（３）は一人あたりの延床面積が現状より少なくなることから、住民サービスの低下が懸念されます。

また、（２）と（４）を比較すると、（４）は（２）より公共施設等の更新費用が下回っています。

このことから、本計画における数値目標の設定としては、シナリオ（４）を用いることとし、本計画の計画期間である30年後も公共施設等の一人あたり延床面積を平成28年度時点の6.7㎡/人とします。なお、公共施設総延床面積は、「将来展望人口ビジョン」における人口動向にあわせて縮減することとし、現状の総延床面積の26.2%縮減となることから、本計画の数値目標を「公共施設総延床面積の26.2%縮減」と設定します。

シナリオパターン	公共施設等（公共施設+インフラ施設）		公共施設更新費用年平均	インフラ施設更新費用年平均	H28年度から30年後の総延床面積（㎡）	H28年度から30年後の一人あたり延床面積	現状の施設保有量の縮減率（%）
	公共施設等更新費用年平均	過去10年間投資的経費年平均（63.7億円/年）との比率					
（１）現状維持	63.9億円/年	1.0倍	31.4億円/年	32.5億円/年	323,939	9.0	0.0%
（２）人口動向にあわせて再編	57.4億円/年	0.9倍	24.9億円/年		239,066	6.7	26.2%
（３）一人あたりの延床面積を自治体の平均値で再編	54.6億円/年	0.9倍	22.1億円/年		218,611	6.1	32.5%
（４）長寿命化と人口動向にあわせて再編	52.9億円/年	0.8倍	20.4億円/年		239,066	6.7	26.2%

注）・H28年度から30年後の人口「将来展望人口ビジョン」に基づき35,838人と想定
 ・H28年度の一人あたり延床面積6.7㎡/人
 ・過去10年間の投資的経費実績値年平均63.7億円/年
 ・過去10年間の投資的経費年平均との比率は小数第2位を四捨五入

■数値目標

市が保有する施設の総延床面積を令和28年度までに26.2%以上縮減することを目標とします。

○市民一人あたり延床面積

平成28年度：6.7㎡/人 ⇒ 将来（令和28年度）：6.7㎡/人

○公共施設の総延床面積

平成28年度：32.4万㎡ ⇒ 将来（令和28年度）：23.9万㎡（8.5万㎡減）

(3) 実施方針

①点検、診断等の実施方針

公共施設等を市民が安全で安心して利用することができるように施設等の性能、劣化状況を把握するための日常的・定期的な点検・診断等を実施します。

点検には、法律によって一定期間ごとに実施することを義務付けられている「法定点検」と施設管理者が異常・劣化具合を目視等により点検する「日常点検」と災害や事故が発生した際に行う「緊急点検」の3種類があります。

今後、施設等の長寿命化を図っていくためには、日常点検を実施することにより、予防保全を進め、施設の長寿命化を図ります。

点検・診断等で得られたデータは、履歴として集積・蓄積し、個別施設情報として共有化を図り、最も経済的な更新時期や修繕・改修時期を判断する基礎資料とします。

インフラ施設については、インフラ長寿命化計画など国から示される技術基準やマニュアル等に準拠した点検・診断等を実施し、危険な箇所や劣化状況の把握に努めます。

②維持管理、修繕、更新等の実施方針

公共施設については、日常的・定期的な点検・保守等の維持管理活動を実施し、早急な修繕が必要と判断された場合には速やかに対応するとともに、更新等については長期的な視点をもって計画的に実施します。

今後の維持管理等においては、業務委託、指定管理者制度、PPP/PFI 事業の導入等による民間活用を積極的に進め、市民サービスの向上とコスト縮減を図り、より効率的な施設管理を目指します。

インフラ施設は、都市の基盤となるものであり、利用者の安全性の確保、安定した供給・処理が必要になることから適切な点検・診断を行い、その結果に応じた適切な対応を行うこととします。また、建築物に比べ維持管理に大きなコストが必要になることから、日常的・定期的な点検・診断に基づく優先順位の設定や、民間活用などさらに効率的・効果的な手法を検討し、長期的な視点で維持管理コストを平準化・適正化等、費用の縮減を図るとともに、受益者負担の適正化についても検討します。

③安全確保の実施方針

公共施設等の点検・診断等によって、危険性が認められた施設については、以下の方針に基づき安全確保を図ることとします。

■老朽化等による供用廃止施設

利用見込みがなく、供用廃止する施設については、周辺環境への影響を配慮し、速やかに解体、除去するなどの対策を講じ、安全性の確保を図ります。

なお、解体、除去までの間は、安全確保のため施設への侵入防止などの応急的な措置を講じます。

■今後も利用する施設

今後も利用する施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施します。危険性への対応は早急に実施するとともに、日常的な検討に基づく、他の施設との統合や複合化等の検討を行います。

④耐震化の実施方針

公共施設の耐震化は、今後発生が予想される地震による住宅や建築物の倒壊及びこれに起因する被害を減少させる「減災」の取組みを一層進めることを目的として平成28年度に「赤穂市耐震改修促進計画」を改定し、計画的に進めています。今後も、計画的な耐震診断の実施と診断結果を踏まえ費用や利用状況を考慮した適切な耐震化を推進します。

インフラ施設は、市民が安全で安心して生活する上で欠くことのできない施設であり、地震等による被害を最小限に抑えることは、重要なことです。道路や上下水道施設は災害時において特に重要な施設であり、安全確保の観点からも優先的に耐震化を進めていくことが重要で、個別の長寿命化計画等に基づき耐震化を推進します。

⑤長寿命化の実施方針

今後とも継続して保有する施設等については、従来のような損傷等が発生した後に修繕を行う「事後保全型」ではなく、定期的な点検や調査等に基づいて計画的に改修を行う「予防保全型」へと転換し、施設の長寿命化を図り、維持管理コストの縮減と平準化を図ります。

既に策定されている「橋梁長寿命化修繕計画」などの個別計画における長寿命化計画については、本計画における方向性や方針との整合を図りつつ、それぞれの計画内容を踏まえて長寿命化を推進していきます。

なお、今後新たに策定される個別施設の長寿命化計画については、本計画における方向性や方針と整合を図るものとします。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等は、年齢や性別等の違いや障がいの有無等に関係なく、誰もが利用しやすい施設である必要があります。これまで、障がい者や高齢者が施設を利用しやすいよう、段差の解消や車いす使用者用のトイレの設置など、バリアフリー化を進めてきましたが、加えて、妊婦や子供連れ、外国人など、年齢、性別、障害の有無、文化などの違いにかかわらず、全ての人が利用しやすい安全・快適・便利な施設を目指し、今後の改修や修繕にあわせて、SDGs（持続可能な開発目標）及び、ユニバーサルデザインの導入を進めていきます。ユニバーサルデザイン化の推進に当たっては、国が定めている「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を踏まえつつ、取組を進めるものとします。

⑦統合や廃止の推進方針

人口動向や施設等の老朽度、利用状況、公共性、周辺施設の状況及び類似機能施設の配置状況、災害時の活用、コスト等、多方面から総合的な検討を行い、今後の施設等の方向性を検討します。

その結果、用途を廃止する施設や余剰となる施設については、必要性や有効活用の有無等を検討し、必要に応じて除却します。

施設の統廃合については、必要に応じて統合、転用、民間活力の活用等を検討します。

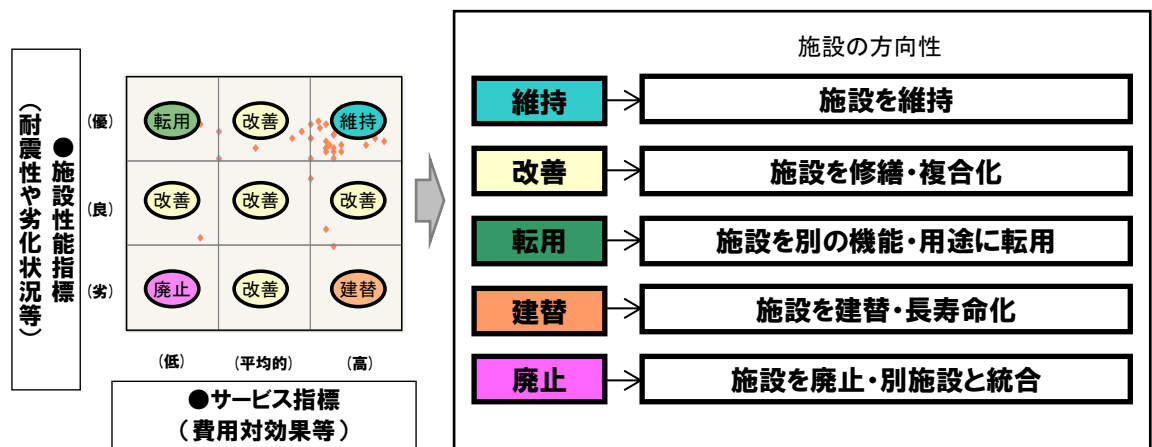


図 6-2-1 施設評価及び施設の方向性のイメージ

⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

■庁内組織体制

公共施設等のマネジメントの推進にあたっては、全庁的な推進体制を構築します。

推進体制については、組織横断的に、行政改革とも一体的な取組みとなるような組織とするとともに、施設マネジメントに必要な情報を集約、管理する仕組みを構築し、全庁的な共有を図ります。

■市民との情報共有体制

公共施設等の維持管理等の推進については、実際に市民が利用する施設の規模の縮小や廃止等も視野に入れて検討する必要があることから、受益者である市民の理解を得るために、計画の進捗状況について市ホームページや「広報あこう」により報告を行い、公共施設等のあり方など意識の共有化を図っていきます。

■民間等も活用したコスト削減

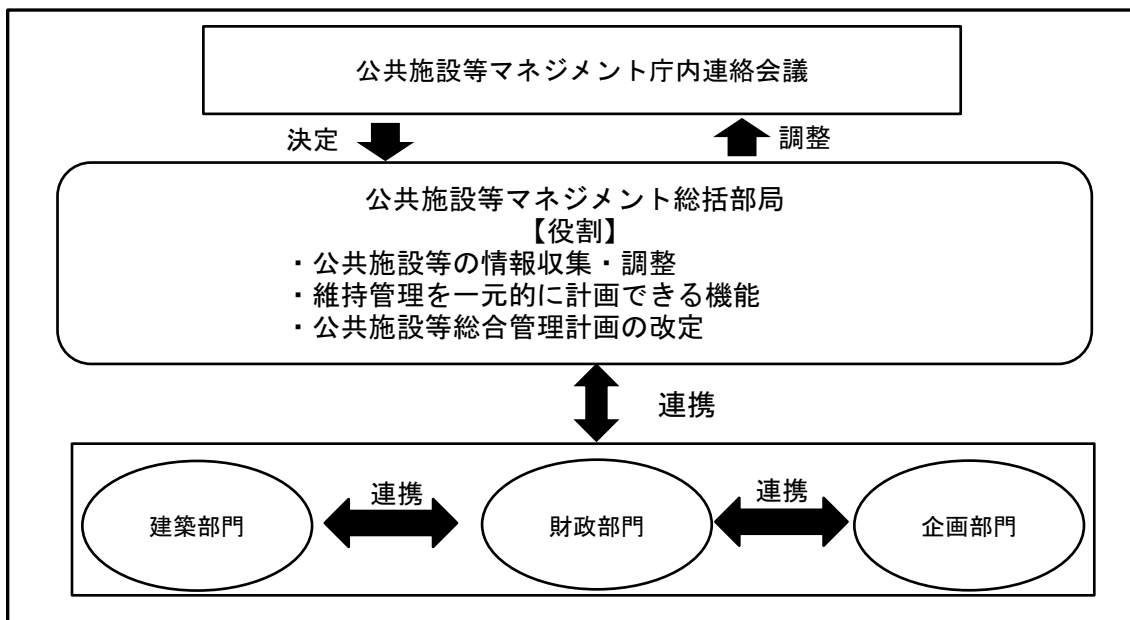
限られた財源の中で、今後も公共施設等を維持運営するためには大規模改修や建替えにかかる工事費に加え、事業運営費や日常的な維持管理費も含めたあらゆるコスト削減に取り組む必要があります。コスト削減にあたっては、PPP/PFIに基づく新たな事業手法の適用など民間活力を積極的に活用します。

3. 取組体制と情報管理

(1) 取組体制

持続可能な公共施設マネジメントを推進するためには、その実施に向けた体制づくりが重要です。特に公共施設等の長寿命化や予防保全の実施には、計画的な予算確保が前提となり、各施設を所管する部門とともに、建築部門、財政部門、企画部門が連携することが重要です。

本計画策定後は、本計画に基づく公共施設等マネジメントを推進できる組織体制を構築するとともに、全ての公共施設等のあり方について調整を行う全庁横断的な検討組織である「公共施設等マネジメント庁内連絡会議（副市長をトップに関係部長等で構成）」により、計画の見直しや進捗状況の共有及び管理を行います。



(2) 情報管理・共有

公共施設等のマネジメントを推進するためには、老朽度、利用状況、コスト等の施設等に関する情報を一元的に収集・管理・分析し、全体の中で総合的な判断が必要です。

公共施設については、今後、それらの情報を集約、管理する仕組みを構築するとともに、全庁的な共有を図り、施設の長寿命化計画策定や各施設の今後の方向性の検討などのために必要な基礎情報として活用します。

インフラ施設は、施設所管において整備、維持管理に関する情報など、施設台帳を適正に管理します。

また、新地方公会計制度による財務書類作成のために整備する固定資産台帳を連携させることにより、公共施設等を資産として適正に把握し、公共施設全般に関連する情報が一元的・総合的に管理できるような仕組みを構築します。

4. フォローアップの実施方針

(1) 業務サイクルによるフォローアップ

本計画を実効性のある計画とするためには、計画策定後のフォローアップが重要です。本計画策定後は、計画に掲げた各種取組みの推進状況等について、施設所管部署等へのヒアリングなどを通じて検証し、PDCAのマネジメントサイクルに沿った進捗管理を行うこととします。また、本計画の見直しが必要となる場合は、適宜見直しを実施します。

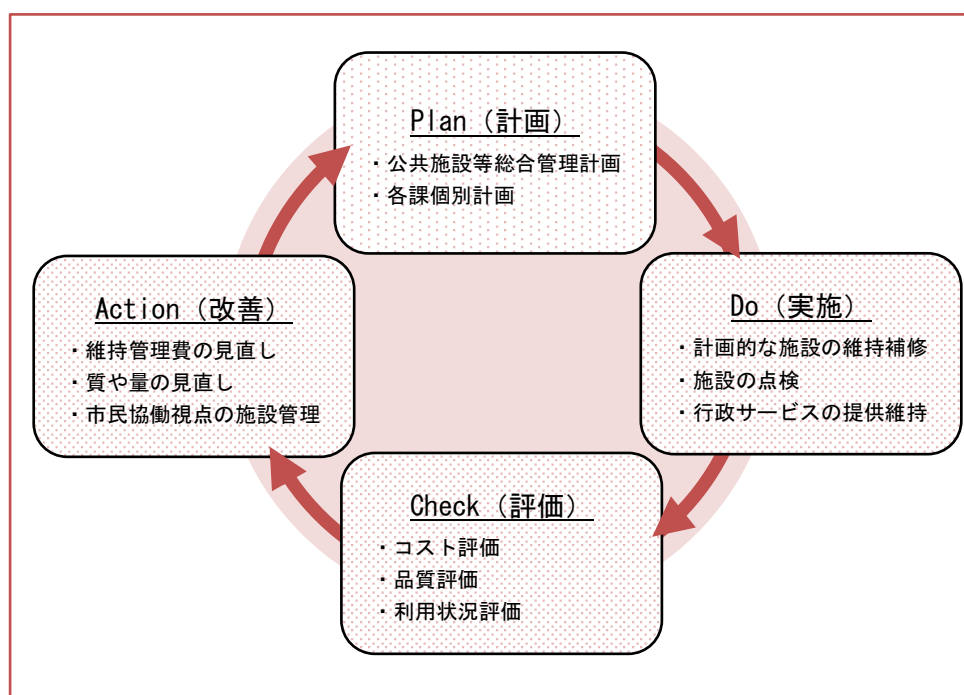


図 6-4-1 PDCA のマネジメントサイクルイメージ

第7章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 行政系施設

(1) 施設の概要

【庁舎等】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造※14	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	赤穂市役所庁舎	S56	SRC	11,358	直営	指定なし
2	第2庁舎	S45	RC	1,386	直営	指定なし
3	旧上下水道部庁舎	S39	RC	602	直営	指定なし
延床面積合計				13,346		

【消防施設】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	消防庁舎(防災センター)	H10	SRC	3,912	直営	指定なし
2	消防団第1分団詰所兼車庫	S63	RC	65	直営	指定なし
3	消防団第2分団詰所兼車庫	S50	RC	60	直営	指定なし
4	消防団第3分団詰所兼車庫	S62	RC	61	直営	指定なし
5	消防団第4分団詰所兼車庫	H28	RC	90	直営	指定なし
6	消防団第5分団詰所兼車庫	H14	RC	80	直営	指定なし
7	消防団第6分団詰所兼車庫	S61	RC	61	直営	指定なし
8	消防団第7分団詰所兼車庫	H 1	RC	61	直営	指定なし
9	消防団第8分団詰所兼車庫	S60	CB	60	直営	指定なし
10	消防団第9分団詰所兼車庫	S56	CB	61	直営	指定なし
11	消防団第10分団詰所兼車庫	S55	CB	60	直営	指定なし
12	消防団第11分団詰所兼車庫	S54	CB	60	直営	指定なし
13	消防団第12分団詰所兼車庫	S53	CB	60	直営	指定なし
14	消防団第13分団詰所兼車庫	R 3	RC	100	直営	指定なし
15	消防団第14分団詰所兼車庫(有年横尾水防倉庫)	H31	RC	111	直営	指定なし
16	消防団第15分団詰所兼車庫	S51	CB	60	直営	指定なし
17	高雄水防倉庫	S51	CB	16	直営	指定なし
18	高野水防倉庫	S59	W	33	直営	指定なし
19	新田水防倉庫	H 4	CB	32	直営	指定なし
20	東有年水防倉庫	S50	CB	15	直営	指定なし
21	西有年水防倉庫	R 3	LS	15	直営	指定なし
22	福浦水防倉庫	S53	CB	15	直営	指定なし
23	坂越第二水防倉庫	S54	CB	15	直営	指定なし
24	千鳥水防倉庫	H18	CB	35	直営	指定なし
25	坂越第1水防倉庫	S60	W	33	直営	指定なし
26	高雄第2水防倉庫	H 4	CB	32	直営	指定なし
27	尾崎水防倉庫	S61	W	33	直営	指定なし
28	赤穂市消防資機材庫	H 2	S	120	直営	指定なし
延床面積合計				5,356		

※14 : RC (鉄筋コンクリート造)、S (鉄骨造)、SRC (鉄骨鉄筋コンクリート造)、W (木造)、LS (軽量鉄骨造)、CB (補強コンクリートブロック造)

【その他行政系施設】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	天和大気汚染監視局舎	H14	LS	9	直営	指定なし
2	大津大気汚染監視局舎	S57	CB	9	直営	指定なし
3	塩屋大気汚染監視局舎	S62	CB	9	直営	指定なし
4	砂子坂越大気汚染監視局舎	H 3	CB	9	直営	指定なし
5	尾崎大気汚染監視局舎	H 3	CB	9	直営	指定なし
6	有年大気汚染監視局舎	H 3	CB	9	直営	指定なし
7	高雄大気汚染監視局舎	不明	CB	9	直営	指定なし
8	有年自動車排気ガス監視局舎	不明	CB	9	直営	指定なし
9	折方大気汚染監視局舎	S53	CB	9	直営	指定なし
10	駅北倉庫	S48	S	201	直営	指定なし
延床面積合計				282		

(2) 現状と課題

【庁舎等】

- ・本庁舎、第2庁舎は建築後40年以上経過し、老朽化しており、雨漏りなど不具合が発生しています。
- ・第2庁舎は耐震診断が未実施であることから、耐震性について検討する必要があります。
- ・上下水道部の事務所は本庁舎等へ移転し、旧上下水道部庁舎は解体、撤去を予定しています。

【消防施設】

- ・消防庁舎は、新耐震基準の建物ですが、各設備に老朽化が見られ、計画的な改修が必要です。
- ・消防団詰所、水防倉庫は建築後30年以上経過する施設が多く、老朽化しています。また、新耐震基準以前に建設された施設があり、耐震性の確保が課題です。
- ・消防団詰所は、敷地、建屋ともにスペースが不足している箇所があります。

【その他行政系施設】

- ・その他行政系施設は、大気汚染監視局舎が9施設、倉庫が1施設となっています。

(3) 管理の基本方針

【庁舎等】

- ・ 庁舎等は災害時においても重要な施設であることから、施設の機能や役割を考慮し、特に建物の健全性を重視すべき施設として、法定点検や日常点検等の適切な維持管理を実施し、長寿命化を図ります。
- ・ 旧上下水道部庁舎は解体、撤去を予定しています。

【消防施設】

- ・ 消防施設は災害時においても重要な施設であることから、施設の機能や役割を考慮し、特に建物の健全性を重視すべき施設として、建替え時における耐震性の確保や適切な維持管理を実施し、令和2年度に策定した「赤穂市消防施設個別施設計画」に基づき、今後も適正に維持管理・運営していきます。
- ・ 消防団詰所は、耐震性の低いコンクリートブロック造の詰所について、順次建替えを実施し、敷地、建屋の適正なスペースの確保について検討を行います。なお、建替え時においては、統合や同一敷地内での水防倉庫の設置を検討します。

【その他行政系施設】

- ・ 法定点検や日常点検等の適切な維持管理を実施し、長寿命化を図ります。

2. 学校教育系施設

(1) 施設の概要

【学校】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	赤穂小学校	S36	RC	7,532	直営	指定避難場所
2	城西小学校	S59	RC	5,050	直営	指定避難場所
3	塩屋小学校	S60	RC	7,169	直営	指定避難場所
4	赤穂西小学校	S53	RC	4,096	直営	指定避難場所
5	尾崎小学校	S44	RC	5,443	直営	指定避難場所
6	御崎小学校	S48	RC	4,358	直営	指定避難場所
7	坂越小学校	S37	RC	4,166	直営	指定避難場所
8	高雄小学校	S54	RC	3,461	直営	指定避難場所
9	有年小学校	S57	RC	3,057	直営	指定避難場所
10	原小学校	S63	RC	2,870	直営	指定避難場所
11	赤穂中学校	S51	RC	9,762	直営	指定避難場所
12	赤穂西中学校	S54	RC	7,368	直営	指定避難場所
13	赤穂東中学校	S56	RC	7,459	直営	指定避難場所
14	坂越中学校	S45	RC	5,973	直営	指定避難場所
15	有年中学校	S48	RC	4,675	直営	指定避難場所
延床面積合計				82,439		

【その他教育施設】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	青少年育成センター	S47	RC	420	直営	指定なし
2	学校給食センター	S44	S	2,000	直営	指定なし
3	野外活動センター	S54	RC	575	指定管理	指定なし
4	教育研究所	S47	RC	280	直営	指定なし
5	市史編さん室	S47	RC	671	直営	指定なし
延床面積合計				3,946		

(2) 現状と課題

【学校】

- ・ 建築後40年以上経過した建物が多くなっており、法定点検・日常点検や年次的大規模改修を実施していますが、施設の劣化や設備等において不具合が発生した場合は、速やかに修繕を行うとともに、老朽化が著しい箇所については、緊急性の高いものから順次予防保全的な修繕・改修を行っています。
- ・ 新耐震基準以前の学校については、耐震改修を行っており、全ての学校において耐震性を確保しています。

【その他教育施設】

- ・全ての施設において建築後30年以上経過しており、老朽化が進んでいます。
- ・学校給食センターは、平成13年に大規模改修を実施しました。
- ・青少年育成センター、教育研究所、市史編さん室は、図書館として建築された建物を、新図書館の新築・移転に伴い建物内部の改修を行い複合施設として利用しており、建築後40年以上経過していますが、平成22年に大規模改修を実施しました。
- ・耐震診断及び耐震改修未実施施設については、優先順位等を勘案しながら順次実施する必要があります。
- ・野外活動センターは、指定管理による運営ですが、それ以外の施設は全て直営で運営しています。

(3) 管理の基本方針

【学校】

- ・令和元年度に策定した「赤穂市立小中学校個別施設計画」に基づき、機能向上と機能回復に向けた修繕・改修を計画的に実施します。
- ・児童・生徒数の増減に対応した施設整備による適正な教育環境の確保を推進します。また、空き教室が生じた場合、その教室の有効活用策を検討します。
- ・学校の統廃合については、児童数や生徒数の動向や地域住民の意向等を踏まえ、将来的に検討します。

【その他教育施設】

- ・耐震診断及び耐震改修が未実施施設については、市全体における優先順位等を検討し、計画的に耐震化を図ります。
- ・法定点検や日常点検等の適切な維持管理を実施し、長寿命化を図ります。
- ・施設利用者の動向や老朽状況等を踏まえ、今後のあり方を検討します。なお民間のノウハウを活用することが望ましいとされる施設については、民間活用等様々な手法を検討し、効率的・効果的かつ持続可能な施設マネジメントを推進します。
- ・学校給食センターは、給食調理を続けながら長寿命化改修工事をするのは衛生上も不可能であることから、令和2年度に策定した赤穂市立学校給食センター個別施設計画に基づき、移転改築を基本方針とし、令和7年度の完成を目標とする整備計画を推進します。

3. 子育て支援施設

(1) 施設の概要

【幼稚園・保育所】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	赤穂幼稚園	H28	S	1,342	直営	指定避難場所
2	城西幼稚園	S60	S	926	直営	指定避難場所
3	塩屋幼稚園	H28	S	1,462	直営	指定避難場所
4	赤穂西幼稚園	S54	S	645	直営	指定避難場所
5	尾崎幼稚園	H28	S	1,254	直営	指定避難場所
6	御崎幼稚園	S54	S	797	直営	指定避難場所
7	坂越幼稚園	S43	S	851	直営	指定避難場所
8	高雄幼稚園	S46	S	561	直営	指定避難場所
9	有年幼稚園	S55	S	342	直営	指定避難場所
10	原幼稚園	S55	S	331	直営	指定避難場所
11	赤穂保育所	S54	W	767	直営	指定避難場所
12	塩屋保育所	H 7	W	595	直営	指定避難場所
13	尾崎保育所	S53	W	581	直営	指定避難場所
14	御崎保育所	S56	W	422	直営	指定避難場所
15	坂越保育所	S47	W	338	直営	指定避難場所
16	有年保育所	S50	W	359	直営	指定避難場所
延床面積合計				11,573		

【幼児・児童施設】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	赤穂アフタースクール	H 9	RC	—	直営	指定なし
2	城西アフタースクール	H14	S	113	直営	指定なし
3	塩屋アフタースクール	H 8	RC	—	直営	指定なし
4	赤穂西アフタースクール	H30	RC	—	直営	指定なし
5	尾崎アフタースクール	H27	S	141	直営	指定なし
6	御崎アフタースクール	H25	S	74	直営	指定なし
7	坂越アフタースクール	H21	RC	—	直営	指定なし
8	高雄アフタースクール	H29	S	74	直営	指定なし
9	有年アフタースクール	R 2	RC	—	直営	指定なし
10	加里屋児童館	S46	RC	287	直営	指定なし
11	塩屋児童館	H23	S	283	直営	指定なし
12	赤穂東児童館	H26	S	305	直営	指定なし
13	坂越児童館	S50	RC	172	直営	指定避難場所
延床面積合計				1,449		

(2) 現状と課題

【幼稚園・保育所】

- ・赤穂幼稚園、塩屋幼稚園、尾崎幼稚園は平成28年度に建替えを行っていますが、それ以外のほとんどの園所は建築後40年以上経過しており、老朽化による不具合が発生しています。
- ・老朽化による不具合箇所については、優先順位の高いものから修繕していま

す。

- ・幼稚園は、新耐震基準以外の施設において、ほとんどの施設が耐震改修を実施していますが、一部未実施の施設については、耐震性について検討する必要があります。
- ・保育所は、全ての施設において、耐震診断が未実施であることから、耐震性について検討する必要があります。

【幼児・児童施設】

- ・アフタースクールは、学校施設を利用しているものが5施設、専用施設を整備しているものが4施設であり、全ての施設において耐震性を確保しています。
- ・アフタースクールの利用登録者数は増加傾向にあります。
- ・児童館のうち2施設は建築後40年以上経過しており、老朽化の進展により、外壁のクラック、雨漏り等の不具合が発生しています。他の2施設は、近年建築された施設であり、劣化している箇所はありません。
- ・児童館のうち旧耐震基準による施設は、耐震診断未実施施設があることから耐震性について検討する必要があります。

(3) 管理の基本方針

【幼稚園・保育所】

- ・耐震診断が未実施の施設については、優先順位の高いものから、耐震性の確保について検討します。
- ・少子化による子どもの数、学校の統廃合の動向、また、地域の意向等を踏まえ、施設の統合や認定こども園の設置等を検討します。
- ・法定点検や日常点検等の適切な維持管理を実施し、令和2年度に策定した「赤穂市立幼稚園・保育所個別施設計画」に基づき、長寿命化を図ります。

【幼児・児童施設】

- ・児童館については、地域の子育て支援の拠点としての役割が大きく、利用需要が増加しつつあることから、当分の間は現状水準を維持することとします。なお、老朽化が進んでいる施設については、大規模改修や建替え時において他施設との複合化等を検討します。
- ・法定点検や日常点検等の適切な維持管理を実施し、長寿命化を図ります。

4. 市民文化系施設

(1) 施設の概要

【集会施設】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	城西公民館	H11	RC	573	直営	指定避難場所
2	塩屋公民館	S62	RC	956	直営	指定避難場所
3	赤穂西公民館	H 5	RC	497	直営	指定避難場所
4	尾崎公民館	S52	RC	1,075	直営	指定避難場所
5	御崎公民館	S55	RC	632	直営	指定避難場所
6	坂越公民館	S54	RC	340	直営	指定避難場所
7	高雄公民館	H 7	RC	621	直営	指定避難場所
8	高雄公民館(分館)	S51	RC	384	その他	指定なし
9	有年公民館	H 4	RC	592	直営	指定避難場所
10	真殿公民館	S47	RC	152	その他	指定なし
11	坂越隣保館	S47	RC	220	直営	指定避難場所
12	有年隣保館	S52	RC	287	直営	指定避難場所
13	福浦地区コミュニティセンター	S56	RC	604	指定管理	指定避難場所
14	湯の内団地集会所	S45	W	111	その他	指定なし
15	加里屋まちづくり会館	H14	RC	271	指定管理	指定なし
16	有年西部農村多目的共同利用施設	H 8	S	296	指定管理	指定なし
17	高雄農村多目的共同利用施設	H 9	S	296	指定管理	指定なし
18	有年東部農村多目的共同利用施設	H15	RC	357	指定管理	指定なし
19	中央公民館(市民会館)	S49	RC	-	直営	指定避難場所
延床面積合計				8,264		

【文化施設】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	市民会館	S49	RC	5,851	直営	指定避難場所
2	赤穂市文化会館	H 4	RC	9,845	指定管理	指定避難場所
延床面積合計				15,696		

(2) 現状と課題

【集会施設】

- ・集会施設は、公民館や隣保館、集会所、多目的共同利用施設等があり、そのうち公民館、隣保館は建築後40年以上経過する施設が多く見られます。
- ・耐震診断未実施施設がみられることから、耐震性について検討する必要があります。

【文化施設】

- ・市民会館は建築後48年、文化会館は建築後30年が経過しており、経年劣化による不具合箇所が年々増加しつつあります。

- ・市民会館は平成28年度に耐震改修を行っており、耐震性を確保しています。
- ・市民会館、文化会館ともに避難所として指定しています。
- ・市民会館は直営による管理運営ですが、文化会館は指定管理者による管理運営です。
- ・経年劣化により、不具合箇所が年々増加しつつあることから、修繕のための予算確保が難しくなっています。

(3) 管理の基本方針

【集会施設】

- ・長寿命化を図るとともに、優先順位を決め計画的な維持補修を行います。
- ・今後のあり方については、大規模改修や建替え時において、利用者の動向、老朽状況、設置目的等を踏まえ、統合、転用、複合化、縮小、廃止などの適正化について検討します。
- ・光熱水費などのライフサイクルコストの低減を図るため、省エネルギー化などの取組みについて検討します。

【文化施設】

- ・令和3年度に策定した「個別施設計画（文化会館）」に基づき、優先順位を決め、計画的に修繕等を行うことで、長寿命化を図ります。
- ・光熱水費などのライフサイクルコストの低減を図るため、省エネルギー化などの取組みについて検討します。

5. 社会教育系施設

(1) 施設の概要

【博物館等】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	歴史博物館	H1	RC	2,058	指定管理	指定なし
2	民俗資料館	M41	W	1,020	指定管理	指定なし
3	海洋科学館	S62	RC	1,356	指定管理	指定なし
4	田淵記念館	H9	RC	871	指定管理	指定なし
5	有年考古館	S51	W	354	直営	指定なし
6	旧坂越浦会所	H6	W	288	その他	指定なし
7	赤穂城跡(本丸門)	H8	W	410	直営	指定なし
8	赤穂城発掘調査事務所	S43	RC	571	直営	指定なし
9	木戸門跡広場休憩所・便所	H13	W	37	直営	指定なし
10	近藤源八宅跡長屋門	H11	W	92	直営	指定なし
11	加里屋中洲文化財収蔵庫	S45	W	353	直営	指定なし
12	赤穂市埋蔵文化財調査事務所(有年公民館分館)	S45	RC	517	直営	指定なし
延床面積合計				7,927		

【図書館】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	図書館	H14	SRC	3,316	直営	指定避難場所

(2) 現状と課題

【博物館等】

- ・博物館は、郷土の歴史、民俗等に関する資料の収集、保管、調査研究及び展示等を行う施設と赤穂城等の歴史的建造物があります。
- ・保管、調査研究及び展示等を行う施設については、ほとんどの施設が建築後30年を経過し、老朽化しています。また、空調設備が未整備のため、収蔵に適していない施設もあります。
- ・歴史的資料の購入や寄贈により年々収蔵資料が増加し、スペースが不足しています。
- ・耐震診断が未実施である施設が多く、各施設の状況に応じながら、耐震性について検討する必要があります。

【図書館】

- ・図書館は平成13年に建築され、20年を経過し、機械設備の老朽化により修繕が増大しており、機械設備の更新が必要な状況となっています。
- ・新耐震基準による建物であり、耐震性を確保しています。
- ・定期点検の実施により、劣化が進む前に計画的に修繕を行っています。
- ・蔵書数が平成29年度に蔵書規模(20万冊)に達し、蔵書保存スペースが不足しています。
- ・管理運営は直営となっています。

(3) 管理の基本方針

【博物館等】

- ・優先順位を決め、計画的に修繕等を行うことで、長寿命化を図ります。
- ・収蔵スペースが不足しているため、他施設における空きスペースを勘案しつつ、収蔵施設の集約化などを検討します。
- ・赤穂城等の歴史的建造物については、市のシンボリックな存在であるため、定期点検及び日常点検などの適切な維持管理を行い、長寿命化を図ります。
- ・光熱水費などのライフサイクルコストの低減を図るため、省エネルギー化などの取組みについて検討します。
- ・耐震診断未実施施設については、各施設の状況に応じながら、耐震性の確保について検討します。

【図書館】

- ・定期点検及び日常点検等の適切な維持管理を行うと共に、機械設備の更新を行い、長寿命化を図ります。
- ・光熱水費などのライフサイクルコストの低減を図るため、省エネルギー化などの取組みについて検討します。

6. スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 施設の概要

【スポーツ施設】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	赤穂市民総合体育館	S56	RC	9,641	指定管理	指定避難場所
2	赤穂地区体育館	H24	S	527	直営	指定避難場所
3	城西地区体育館	H11	S	519	直営	指定避難場所
4	塩屋地区体育館	S62	S	513	直営	指定避難場所
5	赤穂西地区体育館	H 5	S	519	直営	指定避難場所
6	尾崎地区体育館	S57	SRC	471	直営	指定避難場所
7	御崎地区体育館	S56	SRC	426	直営	指定避難場所
8	坂越地区体育館	S59	S	541	直営	指定避難場所
9	高雄地区体育館	H 7	S	519	直営	指定避難場所
10	有年地区体育館	H 4	S	587	直営	指定避難場所
11	赤穂青少年武道館	S40	W	353	直営	指定なし
12	塩屋青少年武道館	S45	W	325	直営	指定なし
13	地域スポーツ振興器具格納施設	S54	S	50	直営	指定なし
14	西部多目的グラウンド施設	H23	W	15	直営	指定なし
延床面積合計				15,006		

【レクリエーション施設・観光施設】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	赤穂城隅櫓および大手門	S31	RC	90	直営	指定なし
2	ふれあいの森	H11	W	213	その他	指定なし
3	赤穂御崎レストハウス	H 5	RC	1,075	指定管理	指定なし
4	御崎駐車場休憩施設	S54	W	67	その他	指定なし
5	東御崎公衆便所	S61	LS	29	その他	指定なし
6	東御崎海岸売店	不明	RC	20	その他	指定なし
7	唐船浜海水浴場施設	S58	LS	186	その他	指定なし
8	花岳寺公衆便所	S54	W	14	その他	指定なし
9	東御崎休憩所	S40	RC	140	その他	指定なし
延床面積合計				1,834		

(2) 現状と課題

【スポーツ施設】

- ・体育館については、建築後30年以上経過する施設が多く、老朽化により、機械設備、雨漏りなどの不具合が発生しています。また、新耐震基準による建物がほとんどですが、一部建物においては、耐震診断及び耐震改修が未実施であり、耐震性について検討する必要があります。
- ・市民総合体育館は指定管理者による管理運営ですが、それ以外の施設は全て直営となっています。

【レクリエーション施設・観光施設】

- ・御崎レストハウスや休憩所は、建築後20年以上経過しており、老朽化による機器の不具合や雨漏りなどが発生しています。
- ・ふれあいの森は、新耐震基準による建物であり、耐震性は確保されています。

(3) 管理の基本方針

【スポーツ施設】

- ・市民総合体育館は、建物本体の耐震性は確保しており、天井や窓、照明器具等の非構造部材の耐震化も実施済みです。
- ・地区体育館のうち耐震診断が未実施施設については、耐震性の確保について検討します。
- ・青少年武道館、地域スポーツ振興器具収納施設については、老朽状況や利用状況などを踏まえ、施設の統合、複合化、縮小、廃止、広域連携等を検討します。
- ・今後も利用する施設については、定期点検及び日常点検等の適切な維持管理を行うとともに、令和3年度に策定した「個別施設計画（市民総合体育館）」に基づき、ライフサイクルコストの低減と長寿命化を図ります。

【レクリエーション施設・観光施設】

- ・定期点検及び日常点検等の適切な維持管理を行い、長寿命化を図ります。

7. 産業系施設

(1) 施設の概要

【産業系施設】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	赤穂緞通作業所(中広工房)	S55	LS	145	その他	指定なし
2	赤穂緞通作業所(加里屋工房)	H12	LS	91	その他	指定なし
延床面積合計				236		

(2) 現状と課題

【産業系施設】

- ・産業系施設は、地場産業である赤穂緞通を育成支援することを目的として2施設整備しています。
- ・加里屋工房は、新耐震基準による建物ですが、中広工房は、老朽状況を踏まえ、廃止について検討します。

(3) 管理の基本方針

【産業系施設】

- ・定期点検及び日常点検等の適切な維持管理を行い、長寿命化を図ります。
- ・大規模改修や建替え時において、利用者の動向、老朽状況等を踏まえ、他施設との複合化等について検討します。
- ・光熱水費などのライフサイクルコストの低減を図るため、省エネルギー化などの取組みについて検討します。

8. 保健・福祉施設

(1) 施設の概要

【高齢福祉施設】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	老人保健施設	H 9	RC	2,236	直営	指定なし
2	老人福祉センター	S44	RC	671	直営	指定なし
3	西地区デイサービスセンター	H 9	S	596	指定管理	指定なし
4	東地区デイサービスセンター	H12	S	587	指定管理	指定なし
5	坂越地区デイサービスセンター	H13	S	585	指定管理	指定なし
6	赤穂市地域包括支援センター	S58	RC	—	直営	指定避難場所
7	労働施設(シルバー人材センター)	S44	RC	1,820	その他	指定なし
延床面積合計				6,495		

【障害福祉施設】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	さくら園	H 7	S	732	直営	指定なし

【その他社会保健施設】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	赤穂市総合福祉会館	S58	RC	3,640	指定管理	指定避難場所
2	赤穂すこやかセンター	H28	S	2,308	直営	指定避難場所
延床面積合計				5,948		

(2) 現状と課題

【高齢福祉施設・障害福祉施設】

- ・高齢福祉施設は、建築後 30 年以上経過している施設があり、老朽化に伴い、屋上の劣化により雨漏りなどの不具合が発生しています。
- ・新耐震基準以前の建物のうち耐震診断及び耐震改修が未実施となっている施設については、耐震性について検討する必要があります。
- ・さくら園については、建築後 20 年経過しており老朽化に伴い劣化が生じています。
- ・労働施設については、建築後 60 年の経過を目途に施設の廃止について、検討する必要があります。

【その他社会保健施設】

- ・総合福祉会館は、建築後 30 年以上経過しており、老朽化により不具合箇所が増加傾向にあります。
- ・2 施設とも新耐震基準による建物であり、耐震性を確保しています。

(3) 管理の基本方針

【高齢福祉施設・障害福祉施設】

- ・定期点検及び日常点検等の適切な維持管理を行い、長寿命化を図り、ライフサイクルコストを削減します。
- ・今後の社会環境の変化から高齢福祉分野の需要が増加することが予想されることから、民間による運営が望ましいとされる施設については、さらに適正なあり方について検討します。

【その他社会保健施設】

- ・定期点検及び日常点検等の適切な維持管理を行い、長寿命化を図り、ライフサイクルコストを削減します。

9. 医療施設

(1) 施設の概要

【医療施設】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	赤穂市民病院	H10	SRC	37,476	直営	指定なし
2	有年地区診療所	H 8	W	150	直営	指定なし
3	西部診療所	S53	W	221	直営	指定なし
4	福浦診療所	H10	W	147	直営	指定なし
5	高雄診療所	S53	W	89	直営	指定なし
6	医師住宅1	S48	W	87	直営	指定なし
7	医師住宅2	S54	W	172	直営	指定なし
8	医師住宅3	S53	W	154	直営	指定なし
9	医師住宅4	H 2	W	228	直営	指定なし
10	医師住宅5	S55	W	124	直営	指定なし
11	医師住宅6	S55	W	124	直営	指定なし
12	医師住宅7	H 1	RC	738	直営	指定なし
13	医師住宅8	S60	W	146	直営	指定なし
14	医師住宅9	S56	RC	467	直営	指定なし
15	医師住宅10	S58	W	182	直営	指定なし
16	医師住宅11	S61	W	114	直営	指定なし
17	医師住宅12	S61	W	120	直営	指定なし
18	医師住宅13	S50	W	140	直営	指定なし
19	訪問看護ステーション兼医師宿舎	H16	RC	849	直営	指定なし
延床面積合計				41,728		

(2) 現状と課題

【医療施設】

- ・市民病院は、診療スペースの不足や診療内容のさらなる充実を目的として平成28年3月から大規模増改築工事を実施し、平成30年3月に完成しましたが本館建築後20年以上が経過し、建築当初からの空調設備、電気設備など主要設備の経年劣化が進んでいます。
- ・診療所は、建築後40年以上経過する施設があり、老朽化が進んでいます。
- ・診療所及び医師住宅において耐震診断及び耐震改修が未実施であり、各施設の状況に応じて耐震性について検討する必要があります。

(3) 管理の基本方針

【医療施設】

- ・市民病院については、本館設備全体の現況を把握し、重要度の高い設備から優先的に更新または整備を実施し、長寿命化とライフサイクルコストの低減を図ります。
- ・診療所については、今後の診療体制と合わせて維持管理のあり方について検討します。
- ・医師住宅については、廃止を含めて今後の維持管理の在り方について検討します。

10. 公営住宅

(1) 施設の概要

【公営住宅】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	千鳥団地	H 8	RC	14,855	直営	指定なし
2	坂越高谷団地	H 6	RC	3,291	直営	指定なし
3	塩屋団地	S61	RC	15,341	直営	指定なし
4	塩屋西団地	S55	RC	2,234	直営	指定なし
5	浜市住宅	S52	RC	206	直営	指定なし
6	有年檜原住宅	S52	RC	825	直営	指定なし
7	湯の内団地	S43	W	5,081	直営	指定なし
8	御崎引揚者住宅	S25	W	54	直営	指定なし
延床面積合計				41,887		

(2) 現状と課題

【公営住宅】

- ・ 2施設を除き、建築後30年以上経過しており、経年劣化に伴い、内外装や設備において将来不具合が発生してくることが予想されます。
- ・ 簡易耐火住宅及び耐火住宅は、耐震性を確保していますが、老朽化が進んでいる木造住宅については、用途廃止が決定されているため状況により今後入居者の減を進める必要があります。
- ・ 公営住宅の需要については、今後も同程度を維持すると予測されますが、入居者及び申込者が高齢化しています。

(3) 管理の基本方針

【公営住宅】

- ・ 「赤穂市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な改修を行います。
- ・ 定期点検及び日常点検等の適切な維持管理を行い、長寿命化を図り、ライフサイクルコストを削減します。
- ・ 入居者及び申込者の高齢化に伴い、将来的に利用者の利便性等、効率性を鑑みながら社会ニーズに合った住宅の維持改修に努めます。
- ・ 老朽化して用途廃止した住宅は解体後用地の所管替えを行い、市として有用な利用方法を検討していき、残った施設についても長寿命化を進めて利用していきます。

11. 公園

(1) 施設の概要

【公園】

本計画において対象となるトイレ等の建物が存在する公園は以下の通りです。

(令和4年3月時点)

公園種別		箇所数	公園名		
都市公園	街区公園	35	新町公園ほか		
	近隣公園	3	塩屋公園	東浜公園	野中・砂子公園
	総合公園	2	赤穂城跡公園	赤穂ピクニック公園	
	緑地	2	赤穂城南緑地	千種川河川敷緑地	
	その他	3	赤穂元禄スポーツセンター	赤穂海浜スポーツセンター	みなとひろば
都市公園以外	児童遊園	30	宮前児童遊園ほか		
	その他	3	東有年・沖田遺跡公園	有年原・田中遺跡公園	清水工業団地公園
合計		78			

出典：所管課資料

(2) 現状と課題

【公園】

- ・老朽化に伴い、施設によっては経年劣化が見られます。
- ・老朽化した施設については、耐震化やバリアフリー化に対応していない施設もあります。
- ・遺跡公園等を除き指定管理者による管理運営を行っています。

(3) 管理の基本方針

【公園】

- ・都市公園については、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な施設の更新を進めます。
- ・定期点検及び日常点検等の適切な維持管理を行い、異常や危険性が認められた施設等については、速やかに修繕等の対策を講じ、利用者の安全確保に努めます。
- ・耐震化、バリアフリー化等の施設の更新については、利用状況や地元の要望等も踏まえ検討します。
- ・公園の維持管理については、引き続き指定管理者制度を活用し、コストの縮減及び市民サービスの向上を図ります。
- ・児童遊園については、利用状況や周辺施設の状況、市民ニーズ等を踏まえ、統合、廃止、広場としての利用等、今後の施設等の方向性を検討します。

12. 供給処理施設

(1) 施設の概要

【供給処理施設】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	赤穂市美化センター	H 6	SRC	8,775	直営	指定なし
2	赤穂市不燃物最終処分場	S59	S	297	直営	指定なし
3	赤穂市し尿処理施設	H10	S	30	直営	指定なし
延床面積合計				9,102		

※同一施設において複数の棟がある場合、建設年、建物構造は、施設内で最も延床面積の大きい棟の状況を記載しています。

※延床面積は各棟の合計です。

(2) 現状と課題

【供給処理施設】

- ・美化センター施設のうち、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル施設等については、新耐震基準による建物であり、耐震性を確保しています。一方、事務所、管理室等については、耐震診断及び耐震改修が未実施であり、耐震性について検討する必要があります。

(3) 管理の基本方針

【供給処理施設】

- ・美化センターについては、今後のごみ需要を見据えて、近隣自治体と広域連携を検討していますが、令和3年度に施設の精密機能診断を実施し、令和4年度以降、診断結果に基づく長寿命化工事を予定しています。
- ・その他施設については、定期点検及び日常点検等の適切な維持管理を行い、長寿命化を図り、ライフサイクルコストを削減します。
- ・運営、管理コストの削減や設備における省エネ対策を検討します。

13. その他

(1) 施設の概要

【その他】

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	赤穂市斎場	S63	RC	1,176	直営	指定なし
2	赤穂駅周辺整備商業施設(プラット赤穂)	H16	S	6,743	その他	指定なし
3	赤穂駅周辺整備駅ビル店舗施設	H16	S	164	その他	指定なし
4	自由通路及び駅ビル施設	H13	S	1,701	その他	指定なし
5	加里屋地区整備事業用店舗	H 4	S	162	その他	指定なし
6	貸店舗	S11	W	68	直営	指定なし
7	旧老人ホームつつじ荘	S49	RC	1,402	直営	指定なし
8	旧デイ・サービスセンター	S56	S	535	その他	指定なし
9	旧大津保育所	S51	W	385	その他	指定なし
10	赤穂駅南駐車場	H13	S	5,884	指定管理	指定なし
11	赤穂駅北駐車場	H13	S	525	指定管理	指定なし
12	加里屋駐車場便所	S42	LS	23	その他	指定なし
13	福浦生徒自転車置場	S39	S	36	直営	指定なし
14	交通広場公衆便所	H13	RC	64	その他	指定なし
15	赤穂高山墓園	H 2	RC	85	直営	指定なし
16	真殿精米所	S55	S	63	その他	指定なし
17	檜原精米所	S55	S	22	その他	指定なし
18	浜市共同作業所	S51	S	107	その他	指定なし
19	檜原共同作業所	S51	S	164	その他	指定なし
20	新井揚水機場	S54	CB	15	その他	指定なし
21	東中野揚水機場	S54	CB	15	その他	指定なし
22	上菅生第一揚水機場	S54	CB	15	その他	指定なし
23	西山ノ下揚水機場	S54	CB	11	その他	指定なし
24	柏原揚水機場	S54	CB	5	その他	指定なし
25	黒尾揚水機場	S54	CB	10	その他	指定なし
26	原組揚水機場	S54	CB	18	その他	指定なし
27	北組揚水機場	S54	CB	14	その他	指定なし
28	福浦排水機場	S56	RC	210	その他	指定なし
29	高野排水機場	H28	RC	273	その他	指定なし
30	中広用水堰操作棟	S57	S	69	その他	指定なし
31	有年土地区画整理事業現場事務所	H14	S	175	直営	指定なし
32	有年駅自由通路	H30	RC	323	直営	指定なし
33	有年駅北トイレ	H30	RC	21	直営	指定なし
34	有年駅総合案内所	H31	W	60	その他	指定なし
35	有年駅南トイレ	H31	RC	21	直営	指定なし
36	原校区多目的施設	S52	S	358	その他	指定なし
37	富原排水機場	H13	CB	11	その他	指定なし
38	富原揚水機場	S40	CB	2	その他	指定なし
39	西中野下揚水機場	S49	CB	13	その他	指定なし
40	東有年排水機場	H 7	RC	146	その他	指定なし
延床面積合計				21,094		

(2) 現状と課題

【その他】

- ・その他の施設は、斎場や商業施設（プラット赤穂）、駐車場、便所、揚排水機場などがあります。
- ・斎場は、建築後30年以上経過しており、火葬炉の稼働状況により、炉の全面積替を行い、機能維持に努めてきました。また、令和4年度に施設の長寿命化計画を策定予定です。
- ・揚排水機場は、ほぼ全ての施設において建築後30年以上経過しており、ポンプや建屋が老朽化しています。
- ・その他の施設は、建築年数が30年以上経過する施設があり、雨漏りなどの不具合が発生しています。

(3) 管理の基本方針

【その他】

- ・定期点検及び日常点検等の適切な維持管理を行い、計画的な維持管理を行うことによりコストの平準化を図ります。
- ・老朽状況や利用状況、設置当初の目的等を踏まえ、施設の統合、集約化、複合化、廃止などを検討します。

14. インフラ施設

(1) 道路・橋梁

①施設の概要

■道路

区分	総延長 (m)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)	面積 (㎡)
市道	433,806	377,549	88.8	2,575,277

出典：統計書（令和2年版）

■農道

幅員区分	総延長 (m)
1.8~4.0m	15,273
4.0m以上	39,948
合計	55,221

出典：農道整備状況調査（令和3年8月現在）

■林道

区分	路線数	総延長 (m)	区分	橋梁数	延長 (m)
自動車道2級	2	4,075	永久橋	1	6.4

出典：林道台帳（令和4年3月現在）

■橋梁

区分	橋梁数	延長 (m)
永久橋	390	4,850.8
木橋	2	11.5
混合橋	1	207.5
合計	393	5,069.8

出典：統計書（令和2年版）

②現状と課題

- ・道路は令和2年3月現在で総延長約434km、道路部面積2,575,277㎡となっています。
- ・農道は令和3年8月現在で総延長約55kmとなっています。
- ・林道は令和4年3月現在で2路線、総延長約4kmとなっています。
- ・橋梁は市内に393橋あり、横断歩道橋1橋を合わせた394橋に対し、令和元年度に「赤穂市橋梁長寿命化修繕計画」を改定しています。（※構造単位の橋梁数は419橋）このうち建設から50年を経過する高齢化橋梁は、令和元年度で46橋（約11%）ですが、今後20年後には373橋（約89%）となり、急速に高齢化橋梁が増大します。
- ・道路については、平成30年度に「舗装個別施設計画」を策定しています。
- ・林道橋梁については、平成30年度に「赤穂市林道施設長寿命化計画」を策定しています。

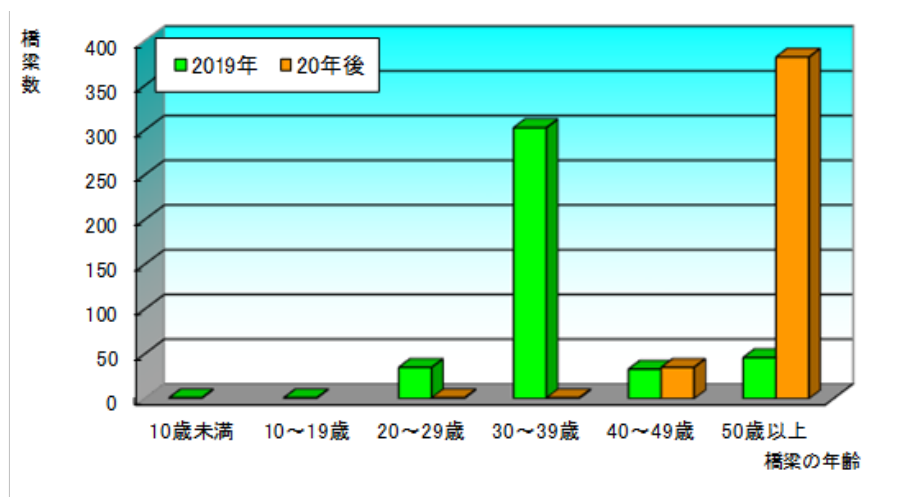


図 赤穂市が管理する橋梁の年齢の変化

出典：赤穂市橋梁長寿命化修繕計画の概要（令和2年3月）

③管理の基本方針

- ・道路や橋梁は、市民生活や産業を支える基幹的なインフラであり、また、防災上も重要な役割を担うことから、その機能を将来にわたって適正に維持していく必要があります。
- ・道路、農道、林道については、個別計画の策定などにより、維持管理・更新等における考え方を明確にするとともに、予防保全・長寿命化を基本とする維持管理を進め、コストの縮減を図ります。
- ・橋梁については、「赤穂市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、従来の事後的な補修及び架替えから、計画的な補修及び架替えへと政策転換を図り、安全で安心できる道路サービスの提供を行うとともに、橋梁の延命を図ることで必要予算の平準化や維持管理コストの縮減を図ります。
- ・定期点検については、国などの技術的基準に基づき5年に1回実施します。日常点検については、日々の道路パトロール等により実施します。
- ・点検等により異常や危険性が認められた場合には、速やかに安全確保を図るとともに、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を図ります。
- ・バリアフリーや自転車利用等の新たな社会的ニーズに対応した施設の更新をします。

(2) 上水道施設

①施設の概要

■上水道施設

(令和4年3月時点)

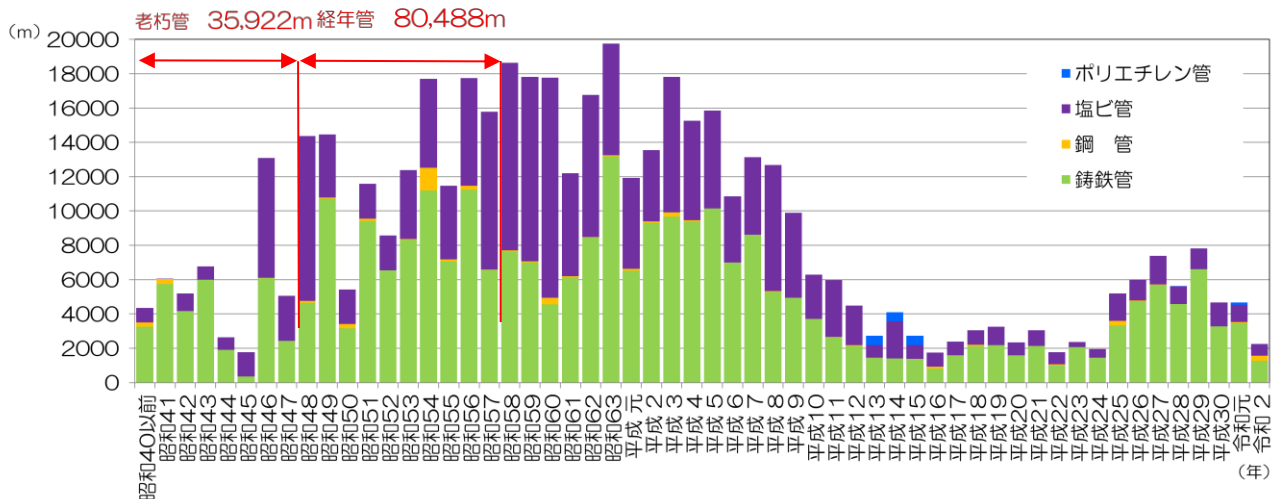
No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	北野中浄水場	S48	RC	1,728	直営	指定なし
2	木津水源地(第1)	S56	RC	355	直営	指定なし
3	木津水源地(第2)	S52	RC	210	直営	指定なし
4	真殿水源地	S54	CB	26	直営	指定なし
5	原水源地	S52	CB	64	直営	指定なし
6	東有年浄水場	H22	RC	73	直営	指定なし
延床面積合計				2,456		

※同一施設において複数の棟がある場合、建設年、建物構造は、施設内で最も延床面積の大きい棟の状況を記載しています。

※延床面積は各棟の合計です。

管種 口径	鋳鉄管	鋼管	硬質ポリ塩化ビニル管	ポリエチレン管	計
75	92,297	1,332	19,663	1,627	114,919
80	0	42	0	0	42
100	62,859	633	3,061	226	66,779
125	0	140	0	0	140
150	46,844	373	1,083	18	48,318
200	27,957	374	0	0	28,331
250	6,042	658	0	0	6,700
300	21,021	1,793	0	0	22,814
350	3,100	23	0	0	3,123
400	6,476	71	0	0	6,547
450	3,362	27	0	0	3,389
500	4,125	124	0	0	4,249
600	1,924	0	0	0	1,924
700	3,580	74	0	0	3,654
800	754	0	0	0	754
計	280,341	5,664	23,807	1,871	311,683
割合 (%)	90.0	1.8	7.6	0.6	100.0

出典：所管課資料（令和3年3月）



出典：所管課資料（令和3年3月）

②現状と課題

- ・ 上水道施設は建築後 40 年以上の施設が多く、特にポンプ室等において、老朽化が進行しています。
- ・ 耐震診断未実施施設については、耐震診断を実施する必要があります。
- ・ 管路布設延長は、令和 3 年 3 月現在約 312km となっており、昭和 40 年代より増加、昭和 63 年にピークを迎え、平成 25 年から管路更新を進めていることなどから増加傾向にあります。
- ・ 布設から 50 年以上となる老朽管延長は、約 36km です。
- ・ 布設から法定耐用年数の 40 年を超える経年管延長は約 80km あり、今後増加が見込まれます。

③管理の基本方針

- ・ 「赤穂市水道ビジョン」に基づき、計画的に施設や管路の更新や耐震化を図ります。
- ・ 将来の人口減少を見据え、水需要予測を基本に施設・設備のダウンサイジング^{※15}も視野にいたした施設整備を実施し、施設更新費用及び維持管理費の削減を図ります。
- ・ 基幹管路（口径 400mm 以上）の老朽管更新にあたっては、口径の縮小も含め、適正な口径とすることでコストの削減を図ります。
- ・ 計画的な維持管理を実施し、予防保全による、長寿命化により更新費用の低減を図ります。
- ・ 管路等の保守、点検にあたっては、従来の目視点検等や国のガイドラインに基づく専門業者による点検に加え、A I などの新たな技術も活用し、適正な保守、点検に取り組みます。
- ・ 人口動向や維持管理費等を踏まえ、必要に応じて受益者負担の適正化について検討します。

^{※15} ダウンサイジング：コストの削減や効率化を図ることを目的として規模を小さくすること。

(3) 下水道施設

①施設の概要

■下水道施設

(令和4年3月時点)

No	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	避難所指定
1	赤穂下水管理センター	S55	RC	13,833	その他	指定なし
2	福浦下水処理場	H 9	RC	99	その他	指定なし
3	はりま台下水処理場	H12	RC	131	その他	指定なし
4	古池下水処理場	H13	RC	56	その他	指定なし
5	大泊下水処理場	H13	RC	56	その他	指定なし
6	小島下水処理場	H14	RC	105	その他	指定なし
7	加里屋中継ポンプ場	S55	RC	1,007	その他	指定なし
8	浜田中継ポンプ場	S57	RC	757	その他	指定なし
9	塩屋中継ポンプ場	S59	RC	175	その他	指定なし
10	尾崎中継ポンプ場	S60	RC	570	その他	指定なし
11	御崎中継ポンプ場	S61	RC	173	その他	指定なし
12	南野中継ポンプ場	S62	RC	173	その他	指定なし
13	磯浜中継ポンプ場	H 3	RC	113	その他	指定なし
14	真殿中継ポンプ場	H10	RC	207	その他	指定なし
15	塩屋ポンプ場	S44	RC	499	その他	指定なし
16	御崎ポンプ場	S49	RC	1,132	その他	指定なし
17	坂越ポンプ場	R 2	S	118	その他	指定なし
18	西沖ポンプ場	S58	RC	673	その他	指定なし
19	天和ポンプ場	S63	RC	606	その他	指定なし
20	有年ポンプ場	H25	RC	304	その他	指定なし
21	御崎第2ポンプ場	R 3	RC	60	その他	指定なし
22	旧周世地区農業集落排水処理施設	H 5	RC	84	その他	指定なし
23	有年原地区農業集落排水処理施設	H 7	RC	87	その他	指定なし
24	原新田地区農業集落排水処理施設	H 8	RC	91	その他	指定なし
25	有年牟礼地区農業集落排水処理施設	H10	RC	68	その他	指定なし
26	東有年地区農業集落排水処理施設	H11	RC	104	その他	指定なし
27	西有年第1地区農業集落排水処理施設	H12	RC	118	その他	指定なし
28	西有年第2地区農業集落排水処理施設	H12	RC	100	その他	指定なし
29	旧有年檜原地区農業集落排水処理施設	H13	RC	123	その他	指定なし
延床面積合計				21,622		

※同一施設において複数の棟がある場合、建設年、建物構造は、施設内で最も延床面積の大きい棟の状況を記載しています。

※延床面積は各棟の合計です。

下水道の名称	公共下水道（雨水）	公共下水道（污水）	農業集落排水
計画処理区域面積	1,189ha	2,009ha	75ha
主要管渠	23km	51km	—
ポンプ場及び処理場	ポンプ場7箇所 敷地面積157.3a	処理場6箇所 敷地面積668.4a ポンプ場11箇所 敷地面積98.8a	処理場6箇所 敷地面積98.6a

出典：赤穂市下水道事業計画書（平成30年版）、
都市計画の概要（令和2年度版）

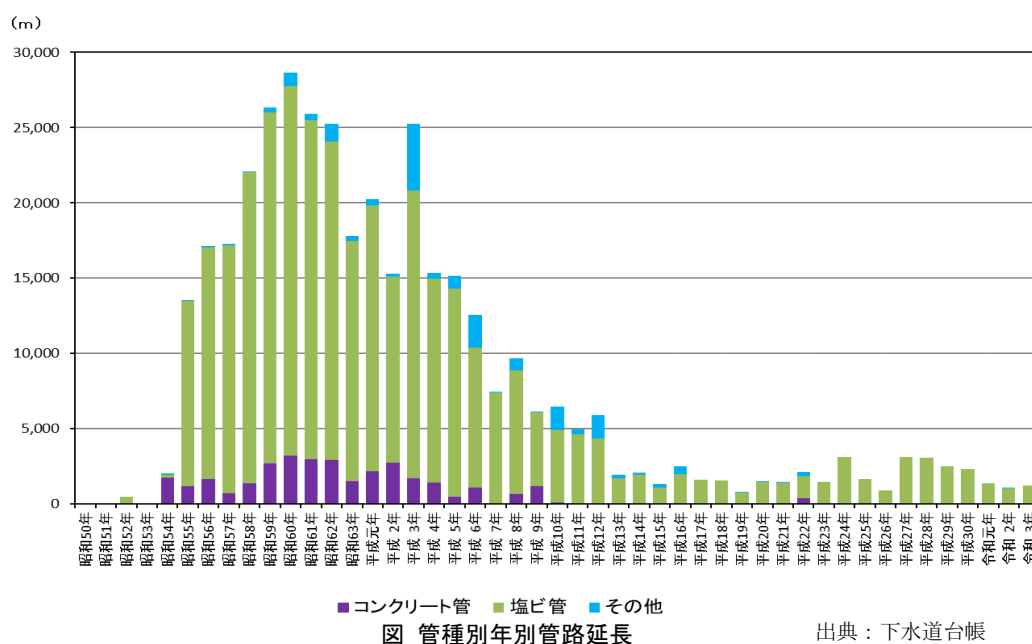


図 管種別年別管路延長

出典：下水道台帳

②現状と課題

- ・ポンプ場は、建築後 30 年以上経過している施設が多く、老朽化が進行しています。
- ・耐震診断未実施施設については、耐震診断を実施する必要があります。
- ・管路布設延長は、令和 4 年 3 月現在 472km となっており、昭和 55 年から平成 2 年にかけて多く布設しています。

③管理の基本方針

- ・令和 2 年度に策定した「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的な施設の点検・整備を実施します。
- ・耐震診断未実施施設については、順次、耐震診断を実施し、耐震性能が確保できていない施設については、耐震性能の向上を図ります。
- ・人口動向や維持管理費等を踏まえ、必要に応じて受益者負担の適正化について検討します。

(4) 農業水利施設

①施設の概要

区分	箇所数等
ため池	71
樋門	192
頭首工・井堰	17
農業用水路	幹線排水路ほか

出典：所管課資料（令和4年3月現在）

②現状と課題

- ・「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が令和元年7月1日に施行されたことに伴い、農業用ため池の全国的な再調査が実施され、市内においても新たな農業用ため池が確認されました。
- ・農業水利施設は、基本的に利用者が限られる施設ですが、農業を営むうえでは重要な施設であるため、老朽化に伴う突発的な事故や施設機能の低下等の不具合がないよう計画的な補修・更新が必要です。

③管理の基本方針

- ・定期的な点検や診断を行い、優先順位を検討し、計画的に修繕・改修を行います。
- ・日常的な現場パトロール等により、早期に危険箇所の改修を行います。

(5) 漁港施設

①施設の概要

区分	施設内容	延長(m)
坂越漁港・福浦漁港	外郭施設(防波堤・護岸など)	2,341
	係留施設(岸壁・物揚場など)	380

出典：所管課資料（令和4年3月現在）

②現状と課題

- ・坂越漁港については、令和元年度に、福浦漁港については、平成25年度に海岸保全施設の整備が完了しており、今後は予防的な対応を行い、長寿命化によるコスト縮減を図ります。

③管理の基本方針

- ・平成28年度に海岸保全施設の長寿命化計画を、令和2年度に「水産基盤施設機能保全計画」を策定したところであり、今後計画的な施設の維持管理に努めます。
- ・定期点検及び日常点検等の適切な維持管理を行い、長寿命化を図ります。



赤穂市公共施設等総合管理計画

編集・発行 赤穂市 総務部契約管財課

〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81 番地

電話 0791-43-3201 (代表)